

岐阜県災害廃棄物処理計画

令和4年3月

岐 阜 県

岐阜県災害廃棄物処理計画 目次

第1編 総則

1-1	背景及び目的	1
1-2	計画の基本的考え方及び構成	2
1	基本的考え方	2
2	計画の構成	3
1-3	基本的事項	
1	計画の位置付け	3
2	対象とする災害と被害想定	5
3	災害廃棄物処理の基本方針	7
4	対象とする業務と災害廃棄物	7
5	処理主体	9
1-4	計画の見直し	10

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え（体制整備等）

1-1	組織体制・指揮命令系統	11
1	災害対策本部	11
2	部及び班の設置	11
3	廃棄物対策班の構成・事務分掌	11
1-2	職員への教育訓練	12
1-3	情報収集・連絡	13
1	災害対策本部から収集する情報の項目	13
2	市町村から収集する情報の項目	13
3	関係機関との連絡体制	13
1-4	協力支援体制	14
1	自衛隊・警察・消防との連携	14
2	県内市町村との連携	14
3	他都道府県との連携	14
4	民間事業者との連携	15
1-5	一般廃棄物処理施設の防災対策	16
1	一般廃棄物処理施設の耐震化等の把握及び助言	16
2	一般廃棄物処理施設の点検・補修体制に関する整備状況の把握及び助言	16
3	仮設トイレのし尿処理	17
1-6	災害廃棄物処理の推計	18
1	がれき類発生量の推計	18
2	し尿収集必要量の推計	25
3	避難所ごみ量の推計	27
4	がれき類の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計	28
5	県内の廃棄物処理施設（焼却・最終処分）の処理可能量の推計	28

6	仮設焼却施設等の設置必要基数の推計	34
7	災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計及び確保	34
8	水害によるがれき類発生量の推計等	36
1-7	災害廃棄物処理の広域処理等	39
1	圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量	39
2	既施設における広域処理	44
3	災害廃棄物の広域処理等フロー	51
4	災害廃棄物の広域処理等スケジュール	63
1-8	災害廃棄物処理の課題	64
1-9	今後の県の取組	64
第2章	発災後対応（応急対策期）		
2-1	災害廃棄物の処理主体	65
2-2	組織体制・指揮命令系統	66
2-3	情報収集・連絡	67
1	発災直後	67
2	発災後3日目まで	68
2-4	協力・支援体制	68
1	自衛隊・警察・消防との連携事項	68
2	国、応援地方公共団体との連携事項	69
3	事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項	69
2-5	一般廃棄物処理施設等	69
1	一般廃棄物処理施設等の安全性の確認・補修	69
2	し尿処理	69
3	避難所ごみ	70
4	仮置場	70
5	産業廃棄物処理施設の活用	70
2-6	被災市町村への人材派遣	70
第3章	災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）		
3-1	災害廃棄物処理実行計画	71
1	災害廃棄物処理実行計画の作成	71
2	発生量・処理可能量・処理見込み量	72
3	処理スケジュール	73
4	広域処理等フロー	73
5	災害廃棄物処理の進捗管理	73
6	再資源化した製品の利用促進	73
3-2	がれき類の広域処理等	74
1	方針	74
2	調整方法	74
3-3	し尿の広域処理	74
1	方針	74
2	調整方法	74
3-4	生活ごみ及び避難所ごみの広域処理	75
1	方針	75

2	調整方法	……	75
3-5	県を越えた災害廃棄物の処理の広域調整	……	76
第4章 代行処理			
4-1	県による代行処理の方針	……	77
4-2	県への災害廃棄物処理の事務の委託方法	……	77
4-3	国による代行処理	……	77

改定履歴

平成28年3月策定

平成29年9月改定

令和3年6月改定

令和4年3月改定

第1編 総則

1-1 背景及び目的

【これまでの取組】

- ・ 岐阜県（以下「県」という。）は、南海トラフ地震や内陸型地震による災害に対する備えを進めるため、平成17年3月に「岐阜県地震防災対策推進条例」を制定し、平成18年4月には「岐阜県地震防災行動計画」を策定するなど、特に地震防災対策の強化を進めるとともに、毎年のように発生する風水害（河川氾濫・土砂災害等）への備えを進めてきた。
- ・ 災害廃棄物対策に関しても、この一環として、県内の事業者団体との協定の締結や県と県内市町村による広域応援体制の確立のため「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を平成19年2月に策定するなど、対策の強化を進めてきた。

【東日本大震災等を踏まえた国の動向】

- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、従来の想定を超える巨大地震と広範囲にわたる津波災害、さらには原子力事故により、災害が複合化し、誰もが想定しなかった状況の連続の中で、膨大な災害廃棄物の処理が進められることとなった。
- ・ 国においては、こうした東日本大震災における災害廃棄物処理の経験を踏まえて、平成26年3月に地方公共団体の災害廃棄物対策の指針となる「災害廃棄物対策指針」を提示するとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震のように東日本大震災を大きく上回るおそれのある巨大災害時の廃棄物対策の指針である「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン（中間取りまとめ）」を取りまとめて提示した。
- ・ また、東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくためには、関係者が連携・協力した上で、平時から災害に備える必要があること、また、災害が発生した後に柔軟な対応を確保するため、特例的な措置が必要であることなどが明らかとなったため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成27年7月に制定された。
- ・ さらに、国は、熊本地震等の近年の災害の知見を元に、平成30年3月に災害廃棄物対策指針を改定し、近年の法改正を受けた災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針の位置づけ等を明記し、近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項を追加するとともに、令和元年には「災害廃棄物対策指針 資料編」を改定し、仮置場必要面積の算出方法等を変更した。

【国土強靱化基本計画・第2期岐阜県強靱化計画における災害廃棄物対策】

- ・ 国は、平成25年12月に、事前防災・減災や迅速な復旧復興等に備えた強靱な国づくりに関する基本理念と国等の役割を定めた国土強靱化基本法を制定するとともに、平成26年6月には、同法第10条に基づき、国土強靱化推進に向けた国の施策の基本的計画となる国土強靱化基本計画を策定した。県も、同法第13条に基づき、平成27年3月に岐阜県強靱化計画を全国に先駆けて制定し、令和2年3月に計画期間の期限を迎えたことから、新たに「第2期岐阜県強靱化計画」を策定した。
- ・ 災害廃棄物対策は、国土強靱化基本計画及び第2期岐阜県強靱化計画において、迅速な復旧・復興を進めるための施策として位置付けられている。
- ・ このように、災害廃棄物対策は、大規模災害の発生時においては、迅速な復旧・復興を推進するための第一歩として位置付けられるものであり、平常時から、県、市町村、国、民間事業者等の連携を図るとともに、発災時には、連携して対応できるよう事前の備えを十分にしておくことが求められている。

【岐阜県災害廃棄物処理計画の策定】

- ・ 県は、災害廃棄物対策指針を踏まえつつ、東日本大震災の災害廃棄物処理において確立された新たな技術的知見や処理スピードと経済性の双方を両立した合理的な処理スキームに学びながら、震災において浮き彫りとなった多くの課題（例：市町村庁舎の被災による行政機能の低下、災害対策本部を含めた行政組織体制・情報通信網の混乱や、住民生活の支援等）を踏まえて、従来の「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を見直し、県防災課が平成25年2月に公表した「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で被害想定が示された5つの地震及び県で作成した浸水想定区域図に基づく水害を対象とした「岐阜県災害廃棄物処理計画」（以下、「計画」という。）を平成28年3月に策定した。

【計画の改定】

- ・ 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」を策定したことから、平成29年9月に計画を一部改定し、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」の位置付けを追加した。
- ・ また、県防災課が平成31年2月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」で新たに示した6つの地震の被害想定及び「災害廃棄物対策指針」等の改定を踏まえ、令和3年6月に改定を行った。
- ・ 県は、計画を踏まえて、平常時から市町村、事業者団体との連携体制を確認するとともに、各々万一の事態に対する備えを強化し、計画の実効性を高めるものとする。

1-2 計画の基本的考え方及び構成

1 基本的考え方

- ・ 計画は、災害時に必要となる事項を発災前、応急対策期、復旧・復興期に分けて整備する。計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」（以下「被害想定調査結果」とする。）で示された11の地震及び県で作成した浸水想定区域図に基づく水害について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握する。
- ・ 計画と整合のある市町村災害廃棄物処理計画の策定を要請する。
- ・ 被害抑止と被害軽減の観点から、発災前の対策について整理する。
- ・ 災害廃棄物の処理を迅速かつ生活環境に配慮した適正な処理を行うため、災害発生時に県が行うべき業務を明らかにするとともに、市町村、事業者団体との連携体制を平常時から確立し、災害時における迅速な行動の確保に努める。
- ・ 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、市町村が処理責任を負うものであるが、大規模災害時には、市町村が、災害廃棄物の処理をその区域内で完結することができない場合が想定されることから、県内における広域処理や仮設処理施設の設置、地方自治法上の事務委託による県の代行処理も想定する。
- ・ 災害廃棄物のうち、地震等の災害により主として建物の倒壊等から発生するがれき類の性状や組成は、産業廃棄物に近いものが多く、かつ一度に大量に発生する。通常一般廃棄物の処理とは異なる配慮が必要となる場合が多いため、平常時からその処理に対する考え方を明らかにしておく。
- ・ 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定する。なお、被災市町村において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築する。

2 計画の構成

第1編 総則

計画策定の背景及び目的を明らかにするとともに、計画の位置づけ、対象とする災害や災害廃棄物、計画の前提となる被害想定や災害廃棄物発生量等、計画に係る基本的事項をまとめる。

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え（体制整備等）

災害時の県の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・他都道府県・市町村・事業者団体との連携体制の整備、一般廃棄物処理施設の耐震化や補修に必要な資機材の備蓄、仮置場候補地の選定、有害物質の保管場所の情報収集等、被害抑止及び被害軽減の観点から平常時において実施すべき事項について整理する。

第2章 発災後対応（応急対策期）

災害発生時における県の組織体制及び指揮命令系統、自衛隊・警察・消防・国・他都道府県・市町村・事業者団体からの支援の受入の実施方法、災害廃棄物処理実行計画の作成、仮置場の設置、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化等、発災後に実施すべき事項について整理する。

第3章 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

被災市町村が、その区域内で発生した災害廃棄物の処理を完結できない場合に実施する市町村間を超えた広域処理等について、方針と手順を整理する。

第4章 代行処理

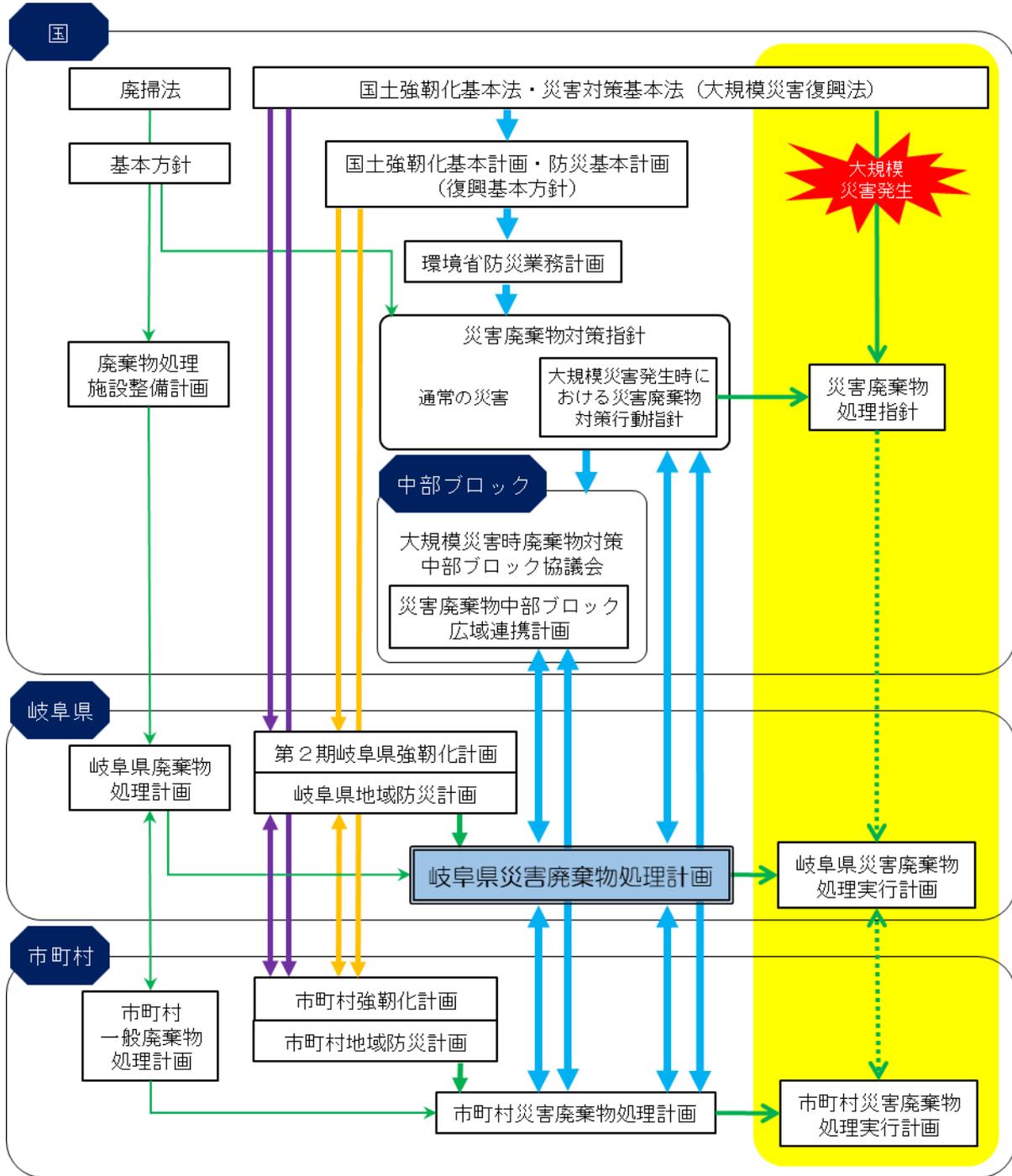
県が行政機能を喪失した被災市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づく事務委託（以下、「事務委託」という。）を受けて自ら処理を行う場合の方針等を整理する。

1-3 基本的事項

1 計画の位置付け

- ・ 計画は、次頁の図に示すように、国土強靱化基本法に基づき作成された第2期岐阜県強靱化計画及び災害対策基本法に基づき作成された岐阜県地域防災計画に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）第5条の5及び国が作成した災害廃棄物対策指針に基づく計画である。
- ・ 計画は、県における災害廃棄物処理の基本的な考え方と県の役割をまとめるものである。
- ・ 市町村においては、計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画を作成するとともに、発災時に国が大規模災害発生時に「災害廃棄物処理指針」を策定した場合には、被災市町村が災害廃棄物処理指針の内容及び市町村災害廃棄物処理計画を反映した市町村災害廃棄物処理実行計画を作成する。

【図1】岐阜県災害廃棄物処理計画の位置付け

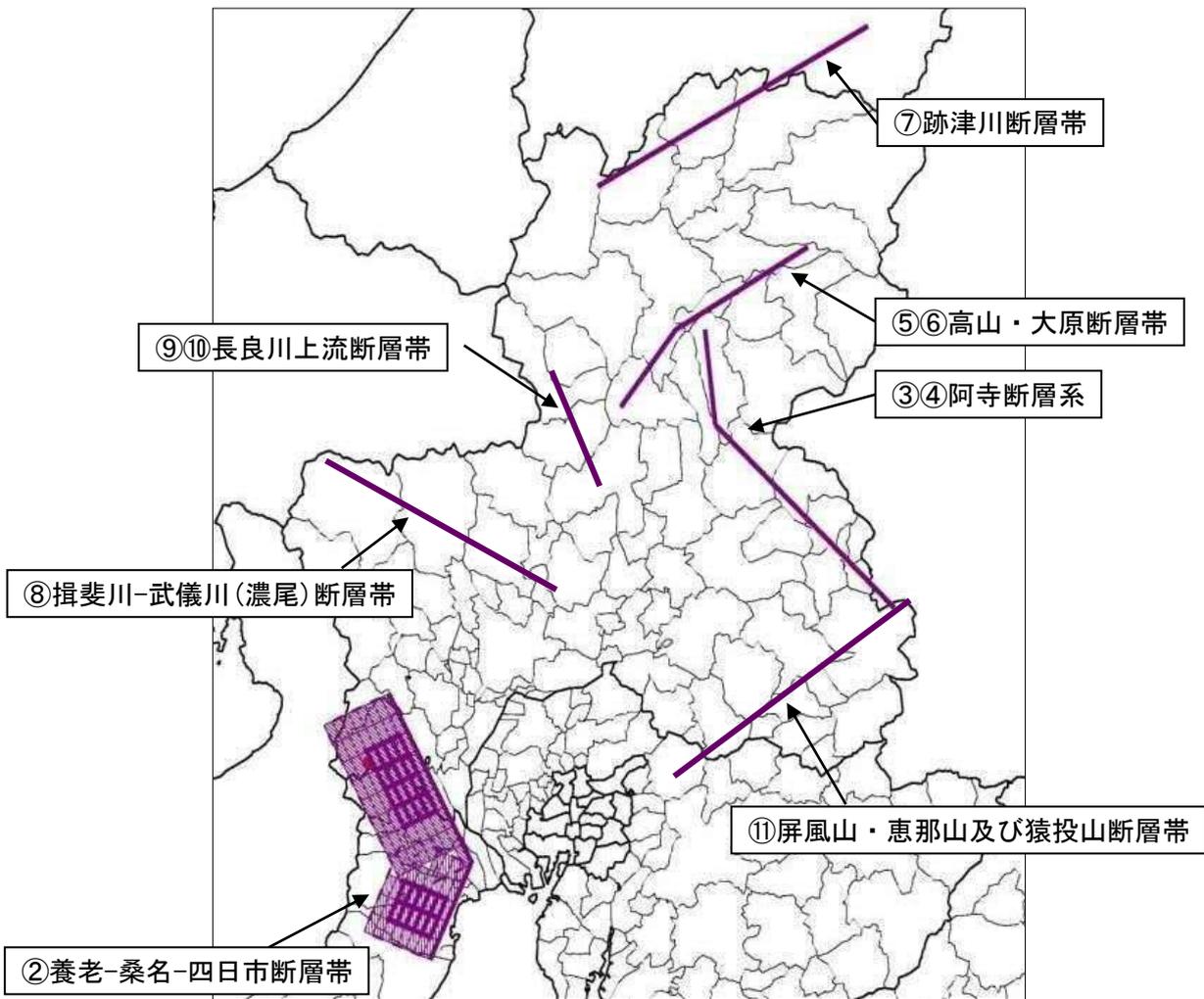
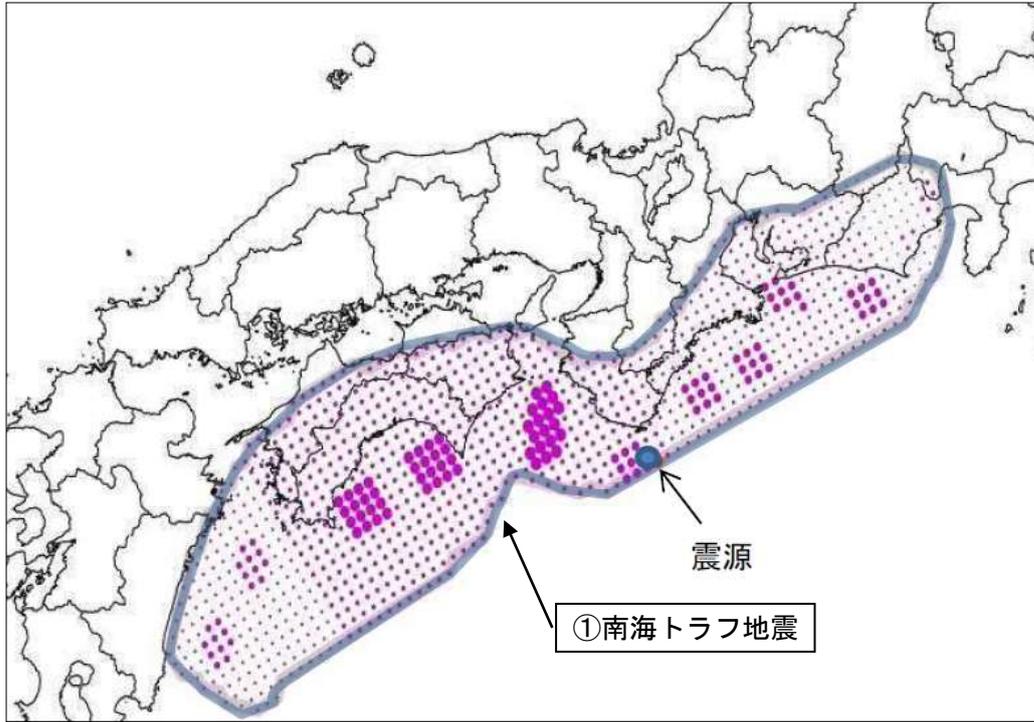


2 対象とする災害と被害想定

(1) 対象とする災害

- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、県は、平成23年11月から平成25年2月にかけて、南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある4つの内陸直下型地震（養老-桑名-四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施し、平成25年2月に「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」として公表した。
- ・ また、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえ、県は、平成29年7月から平成31年2月にかけて、県内主要断層帯における内陸直下地震（揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層系地震、高山・大原断層帯地震）を対象に震度分布解析及び地震被害想定調査を実施し、平成31年2月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」として公表した。
- ・ 計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「被害想定調査結果」で示された11の地震及び県で作成した浸水想定区域図に基づく水害について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握する。

【図2】地震被害想定を行っている断層の位置



「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」から

(2) 地震ごとの被害想定

- 「被害想定調査結果」で示された地震ごとの県内の被害想定は、下表のとおりであり、災害廃棄物の発生量は、この家屋被害の想定に基づいて推計する。

【表1】被害想定調査結果により示された地震・規模・家屋被害

地震	規模※	家屋被害		
		全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)
①南海トラフ地震	M9.0	35,000	100,000	210
②養老-桑名-四日市断層帯地震	M7.7	68,000	113,000	1,300
③阿寺断層系地震(南端から北西へ)	M7.9	16,000	37,000	160
④阿寺断層系地震(北端から南東へ)	M7.9程度	20,500	42,400	270
⑤高山・大原断層帯地震(北端から南西へ)	M7.6	17,000	32,000	280
⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)	M7.6程度	15,600	23,200	320
⑦跡津川断層帯地震	M7.8	20,000	39,000	380
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震 (北端から南東へ)	M7.7程度	77,000	130,000	1,430
⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	M7.3程度	26,500	58,600	310
⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)	M7.3程度	10,200	15,800	180
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	M7.7程度	31,000	52,000	480

※県防災課公表資料から

3 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底などにより、可能な限り再資源化を進める。
- 廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理する。
- 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定する。なお、被災市町村において、3年以内に処理できないおそれがある場合は、広域応援体制を構築する。
- 被災市町村の行政機能が喪失した場合には、県は地方自治法に基づく事務委託を受け、自ら災害廃棄物処理を行う。

4 対象とする業務と災害廃棄物

(1) 業務の内容

- 災害廃棄物処理業務の内容及び県と市町村の役割は、次のとおりである。

時期	県	市町村
発災前	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定 関係機関連絡窓口の定期的な確認 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定 関係機関連絡窓口の定期的な確認
平時の備え	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の助言 災害応援協定の締結(他都道府県、事業者団体等) 資機材の保有状況の定期的な確認 有害物質の保管場所の情報収集 国有地及び県有地から仮置場候補地リストを作成 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施 災害応援協定の締結(他市町村、事業者団体等) 仮置場候補地の選定 仮設トイレの確保 資機材の保有状況の定期的な確認

発災後	<p>【概ね3日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制（廃棄物対策班）の設置 ・情報収集・連絡（市町村、他都道府県、国、事業者団体） ・道路の啓開に伴うがれき類の撤去（県管理道路） ・し尿、ごみ（避難所ごみ、生活ごみ）処理の応援の実施に関する連絡調整（他都道府県との連絡調整を含む） 	<p>【概ね3日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の設置 ・人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれき類の撤去（自衛隊、警察、消防、県との連携） ・仮設トイレ（避難所）の確保、設置 ・し尿処理施設の点検、確認 ・し尿の収集運搬、処理体制の確保 ・一般廃棄物処理施設の点検（し尿処理施設及び焼却施設を優先） ・一般廃棄物処理施設への進入路の確認 ・生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保 ・仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討 ・県に対する実施状況の連絡、応援要請
	<p>【概ね3日～2週間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計（全体） ・災害廃棄物処理可能量の推計 ・仮置場候補地リストの提供 ・有害廃棄物・危険物の所在場所等、県が把握している情報の提供 ・被災していない市町村、民間の処理施設に対する受け入れの打診 ・衛生管理情報の提供 ・被災市町村からの事務の受託 	<p>【概ね3日～2週間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計 ・一般廃棄物処理施設の安全確認、補修 ・仮置場の確保、設置及び分別方法周知 ・収集運搬体制の確保 ・倒壊の危険のある建物の解体(*) ・腐敗性廃棄物の処理開始 ・有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知 ・県への事務委託の検討
	<p>【概ね2週間～1か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向（災害廃棄物処理指針、国庫補助範囲の拡充等）の情報収集 ・災害廃棄物処理実行計画の作成支援 ・広域処理の受け入れ調整 <p>市町村から事務委託を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託範囲の確定 ・事務委託の手続（規約、議決、告示） ・災害廃棄物処理実行計画の検討 	<p>【概ね2週間～1か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・収集運搬の実施 ・仮置場の設置・管理・運営 ・腐敗性廃棄物の処理 ・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立 <p>県へ事務委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託範囲の確定 ・事務委託の手続（規約、議決、告示）
	<p>【概ね1か月～3か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の進捗管理 ・国庫補助事務（災害査定等の対応） ・他都道府県に対する協力要請（災害廃棄物の広域処理） <p>市町村から事務委託を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・仮設処理施設の設置場所選定 	<p>【概ね1か月～3か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬の実施 ・仮置場の管理・運営（火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策） ・建物解体撤去(*) ・放置車両の移動・返還 ・国庫補助事務（災害査定等の対応）
復旧・復興	<p>【概ね3か月以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の進捗管理 <p>市町村から事務委託を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設の整備（許認可、運用に必要なインフラ整備、発注手続） ・災害廃棄物の処理 	<p>【概ね3か月以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理

*災害対策基本法第64条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

(2) 対象とする災害廃棄物

ア 災害廃棄物の定義

- ・ 計画において対象とする災害廃棄物は、「自然災害に起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。」と定義する。
- ・ なお、放射性廃棄物の処理については、計画の対象としない。

イ 災害廃棄物の種類

- ・ 災害廃棄物は、がれき類、有害廃棄物・危険物、取扱いに配慮が必要な廃棄物及び避難所ごみ等に大別される。

【表2】計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特性

区 分	種 類	特 性
がれき類	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	その他（残材）	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
有害廃棄物・危険物		石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物
		太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電等	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボードなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレからの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

5 処理主体

- ・ 災害廃棄物の処理主体は、市町村等である。災害廃棄物は一般廃棄物であるため、廃掃法第6条の2の規定により、市町村が処理の統括的責任を負うこととなる。（※1）
- ・ 県は、県内の市町村、近接する県、国及び事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えること

など廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行う。

- ・ 被災市町村の行政機能が喪失して被災市町村が災害廃棄物を処理することができない場合には、県は、事務委託をうけ処理を行う。
- ・ 県は市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に関する特別措置、財政支援措置の実施を要請する。
- ・ また、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）（※2）等を活用して被災市町村に対し支援を行う。
- ・ 県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても、3年以内に処理ができないがれき類が発生した場合には、産業廃棄物処理施設の活用を検討する。

※1 災害廃棄物対策指針においては、道路や河川等に堆積している土砂流木等の取扱いや災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等の取扱いについて基本的な考え方が示されている。（総則 1-11）

※2 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

- ・ 環境省が中心となり、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築した。
- ・ 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等である。
- ・ 一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備した。
- ・ 平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援する。
- ・ 発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

1-4 計画の見直し

- ・ 「被害想定調査結果」による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指す。

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え（体制整備等）

1-1 組織体制・指揮命令系統

1 災害対策本部

- ・ 計画で想定する災害が発生したときは、岐阜県地域防災計画に基づき、知事を本部長、副知事を副本部長とし、警察本部長、教育長、会計管理者、各部の長等を本部員とする災害対策本部が設置される。
- ・ また、地域における災害対策事務の円滑な処理を図るため、県事務所の所管区域ごとに県事務所長（岐阜地域については危機管理部次長）を支部長とし、当該所管区域の現地機関の長を支部員とする支部が設置される。

2 部及び班の設置

- ・ 災害対策本部が設置されたときは、岐阜県地域防災計画に基づき、本部に環境生活部廃棄物対策班が設置され、支部に総務班が設置される。
- ・ 環境生活部長及び次長は、環境生活部内の災害対策を総括し、指揮する。

3 廃棄物対策班の構成・事務分掌

(1) 基本的な編成（市町村が災害廃棄物処理を行う場合）

① 構成

リーダー	係	廃棄物対策課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。 課長を統括リーダーとする。	総括係	4名	—
	広域調整係	6名	—
	情報収集係	6名	—

- ・ 要員の追加が必要な場合は、環境生活部長の指示により、部内各課から応援職員を動員する。
- ・ 初動期経過後は、統括リーダーが、業務量に応じて人数の調整を行う。

② 業務内容

係名	業務内容
総括係	・ 災害対策本部との連絡調整
広域調整係	・ 広域応援の実施に関する連絡調整（市町村、他都道府県、国、事業者団体） ・ 災害廃棄物処理全般の進行管理（国が災害廃棄物処理指針を策定した場合は県災害廃棄物処理実行計画の作成） ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援
情報収集係	・ 被災市町村（一部事務組合を含む）、県事務所等からの情報収集 ・ 災害査定対応 ・ 国庫補助関係事務

(2) 県が災害廃棄物処理を実施する場合の編成

- 県が被災市町村からの事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合には、チームの構成及び業務内容を次のとおりとする。

① 構成

リーダー	係	廃棄物対策課	部内各課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。課長を統括リーダーとする。	統括係	2名		
	計画係	3名		
	施設係※1	2名	6名	2名※2
	管理係	2名	4名	
	処理困難物等処理係	3名	6名	

※1 仮設焼却施設を1基建設・運用する場合の人員とし、複数基設置する場合は、同規模の複数班体制とする。

※2 岐阜県災害対策マニュアル（危機管理部作成）に基づき、県災害対策本部職員派遣チームに、施設的设计等に必要な技術職員の派遣を要請する。

② 業務内容

班名	業務内容
統括係	・ 災害対策本部との連絡調整
計画係	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物処理実行計画の進捗管理
施設係	・ 二次仮置場の整備・管理 ・ 仮設焼却施設の整備・管理
管理係	・ 国庫補助金の申請 ・ 災害査定対応
処理困難物等処理係	・ 有害廃棄物・危険物、適正処理困難物の処理 ・ 各リサイクル法によりリサイクルルートが確立された廃棄物の処理 ・ 廃自動車等の所有者調査、処理 ・ 廃家電類の処理

1-2 職員への教育訓練

- 計画の内容を平常時から職員に周知し、災害時に計画が有効に活用されるよう職員の教育訓練を継続的に行う。
- 教育訓練は、災害時に情報が混乱することを避けるための情報伝達訓練や、災害を想定したシミュレーション訓練により、職員の教育訓練を継続的に行う。
- また、災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、過去の地震災害や水害における災害廃棄物処理に関する研修会を開催するなど、人材の育成を図る。
- 上記教育訓練や研修会により計画の課題を抽出し、必要に応じて計画を継続的に見直す。
- 上記教育訓練には、市町村、関係団体等の関係者の参加を促し、より実践的な訓練の実施に努める。

1-3 情報収集・連絡

- ・ 災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時において収集する情報の種類・内容及び情報の収集・連絡体制を明確にすることにより、関係機関との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

1 災害対策本部から収集する情報の項目

- ・ 廃棄物対策班が災害対策本部から収集する情報項目は、下表のとおりとする。

区 分	情報収集項目	目 的
避難所と避難者数の把握	・ 避難所名 ・ 各避難所の収容人数	避難所ごみ及びし尿の処理必要量の把握
建物の被害状況の把握	・ 建物の全壊及び半壊棟数 ・ 建物の焼失棟数	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被害及び復旧状況の把握	・ 水道施設の被害状況 ・ 断水の状況と復旧の見通し ・ 下水処理施設の被害状況 ・ 主要な道路、橋梁の被害状況と復旧の見通し	インフラの状況把握

2 市町村から収集する情報の項目

- ・ 廃棄物対策班が市町村から収集する情報項目は、下表のとおりとする。

区 分	情報収集項目	目 的
避難所ごみ・し尿の収集・処理状況	・ 収集運搬状況 ・ 処理状況 ・ 必要な支援内容	広域応援の実施
廃棄物処理施設の被害状況	・ 施設の被害状況 ・ 復旧見通し ・ 必要な支援内容	処理体制の構築
仮置場整備状況	・ 仮置場の設置場所と規模 ・ 必要資材の調達状況	
廃棄物発生状況	・ 災害廃棄物発生量の推計値	
腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物の発生状況	・ 腐敗性廃棄物の種類・量、発生状況 ・ 有害廃棄物の種類・量、発生状況 ・ 危険物の種類・量、発生状況	生活環境の保全

3 関係機関との連絡体制

- ・ 国、他都道府県の廃棄物担当部局、市町村、一部事務組合、事業者団体とは、電話、電子メール等、通信可能な方法により連絡をする。

1-4 協力支援体制

1 自衛隊・警察・消防との連携

- 県は、自衛隊・警察・消防に対し、災害廃棄物に関する必要な情報を提供できるよう情報収集する。

(自衛隊・警察・消防への情報提供項目と情報の収集先)

項目	収集先
被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報（仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路）	市町村
石綿含有廃棄物等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法	有害物質・危険物を規制する法律を所管する機関
思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法	市町村

2 県内市町村との連携

- 県は、県内市町村と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（平成10年3月30日締結、以下「県市町村間協定書」という。）」を締結している。
- 県市町村間協定書において、災害廃棄物の処理のために必要な車両、施設の提供がされることとされており、被災市町村からの要請により、支援体制を構築する。

3 他都道府県との連携

- 県は、他都道府県と下記の相互応援協定を締結している。
- 下記の協定は、いずれも危機管理部を通じて締結先に対して応援要請を行うこととされている。
- 締結先から要請に応じる旨の連絡があったときは、廃棄物対策課が応援県の廃棄物担当課との間で具体的な実施調整を行うこととなる。このため、あらかじめ協定締結先の廃棄物担当課の連絡先を把握し、定期的に情報の更新を行う。

(1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

- 締結先 全国都道府県
- 内容 包括的な応援協定

(2) 災害時等の応援に関する協定書

- 締結先 富山県、石川県、福井県、静岡県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市
- 内容 包括的な応援協定

(3) 災害時の相互応援に関する協定

- 締結先 石川県
- 内容 包括的な応援協定

(4) 災害時の相互応援に関する協定

- 締結先 福井県
- 内容 包括的な応援協定

(5) 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定

- 締結先 鹿児島県
- 内容 包括的な応援協定

4 民間事業者との連携

- ・ 県は、県内の事業者団体と災害廃棄物処理に関連した下記の応援協定を締結している。
- ・ 被災市町村から応援要請があった場合、直ちに相互連絡を取ることができるよう、連絡窓口及び連絡方法の確認を定期的に行う。
- ・ 県は、災害廃棄物を迅速に処理することができるよう、既に協定を締結した事業者団体以外にも協定を締結する必要がある団体を検討し、協定を締結するよう努めるものとする。
- ・ また、既に締結した協定に関しても内容の見直しについて検討し、迅速な災害廃棄物の処理体制を構築する。

【環境生活部における協定】

(1) 無償団体救援協定書

- ・ 内 容 し尿、浄化槽汚泥、その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬
- ・ 費 用 無償協力
- ・ 締結先 岐阜県環境整備事業協同組合
- ・ 県担当課 廃棄物対策課

(2) 無償団体救援協定書

- ・ 内 容 地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集運搬
- ・ 費 用 無償協力
- ・ 締結先 岐阜県清掃事業協同組合
- ・ 県担当課 廃棄物対策課

(3) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

- ・ 内 容 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分
- ・ 費 用 有償（市町村等と協会が協議して決定した価格を市町村等が負担）
- ・ 締結先 （一社）岐阜県産業環境保全協会
- ・ 県担当課 廃棄物対策課

【他部局における協定（特に災害廃棄物処理に関連する協定）】

(1) 災害応援協力に関する協定

- ・ 内 容 被災者の救出、社会基盤の応急復旧
- ・ 締結先 （一社）岐阜県建設業協会
- ・ 県担当課 防災課・建設政策課

(2) 災害時の応援協力に関する協定

- ・ 内 容 建設解体重機等による被災者の救助支援活動
- ・ 費 用 原則として無償
- ・ 締結先 （一社）岐阜県解体工事業協会
- ・ 県担当課 建設政策課

(3) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

- ・ 内 容 石油燃料の供給
- ・ 締結先 岐阜県石油商業組合
- ・ 県担当課 商工政策課

(4) 災害時における仮設トイレ等の調達に関する協定書

- ・ 内 容 仮設トイレの供給
- ・ 締結先 日野興業（株）
- ・ 県担当課 商工政策課

1-5 一般廃棄物処理施設の防災対策

1 一般廃棄物処理施設の耐震化等の把握及び助言

- ・ 県は、市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行う。特に、新たに一般廃棄物処理施設の整備を行う場合は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（公益社団法人全国都市清掃会議）の3.4.3 ごみ処理施設の耐震・防災構造」に準じた設計をするよう、既存の一般廃棄物処理施設において当該設計がなされていない施設については耐震診断を実施する等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等の防災対策を図るよう助言を行う。
- ・ 県は、一般廃棄物処理施設を管理する市町村及び一部事務組合に対し、災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の検討状況を把握し、必要な助言を行う。

【表3】一般廃棄物処理施設の防災対策の状況

施設名	対策済み施設		今後対策を要する施設		県 計	
	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量
焼却施設 (t/日)	9	1,189	13	1,216	22	2,405
し尿処理施設 (kl/日)	4	260	21	1,674	25	1,934
最終処分場 (千m ³)	17	23,854	38	29,620	55	53,474

(平成27年度市町村及び一部事務組合へのアンケート調査結果より)

2 一般廃棄物処理施設の点検・補修体制に関する整備状況の把握及び助言

- ・ 県は、一般廃棄物処理施設を管理する市町村及び一部事務組合が被災した場合に対処するため、一般廃棄物処理施設を修復するための点検手引の作成、施設を整備したメーカー等との点検、修復のための協力体制の整備状況について把握し、必要な助言を行う。
- ・ 県は、市町村及び一部事務組合が一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材及び燃料等の備蓄を把握する。

【表4】一般廃棄物処理施設の点検・補修体制の状況

施設名	体制整備済み施設		今後対策を要する施設		県 計	
	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量	箇所	処理能力・処分量
焼却施設 (t/日)	2	86	20	2,319	22	2,405
し尿処理施設 (kl/日)	2	70	23	1,864	25	1,934
最終処分場 (千m ³)	6	1,419	49	52,055	55	53,474

(平成27年度市町村及び一部事務組合へのアンケート調査結果より)

【表5】一般廃棄物処理施設の補修資材・燃料の備蓄状況

施設名	対応済み施設		今後対応を要する施設		県 計	
	箇所	処理能力・ 処分量	箇所	処理能力・ 処分量	箇所	処理能力・ 処分量
焼却施設 (t/日)	3	356	19	2,049	22	2,405
し尿処理施設 (kl/日)	1	70	24	1,864	25	1,934
最終処分場 (千m ³)	2	1,136	53	52,338	55	53,474

(平成27年度市町村及び一部事務組合へのアンケート調査結果より)

3 仮設トイレのし尿処理

- ・ 避難者や水洗トイレを使用できなくなった者が仮設トイレを使用することにより、被災市町村のし尿処理必要量の増加が想定される。
- ・ 仮設トイレのし尿の収集運搬については、県は、岐阜県環境整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、被災市町村の要請に基づいて支援協力を要請する。
- ・ し尿の処理については、県は、「県市町村間協定書」に基づき、災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センターでの処理について調整する。

1-6 災害廃棄物処理の推計

- 「被害想定調査結果」で示された11の地震による被害想定により災害廃棄物の発生量を推計し、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握し、広域的な計画を作成することにより、災害時における応急体制を確保する。

1 がれき類発生量の推計

(1) がれき類発生量（総量）の推計

がれき類発生量の推計は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成25年3月）中央防災会議」におけるがれき類発生量の推定式を用いた。計画では、解体建築物の棟数（解体棟数）は、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数を考慮した。

$$Q1 = s \times N1 \times q1$$

Q1: がれき類発生量(t)

s: 1棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)(㎡/棟)

(出典: 家屋の概要(平成25年度 岐阜県))

N1: 解体建築物の棟数(解体棟数=全壊・焼失棟数、半壊棟数)(棟)

(出典: 「平成23~24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」)

q1: 単位延床面積当たりのがれき類発生量(原単位)(t/㎡)

・木造可燃物=0.194t/㎡

・木造不燃物=0.502t/㎡

・非木造可燃物=0.100t/㎡

・非木造不燃物=0.810t/㎡

なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の20%を採用した。

(出典: 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について(平成9年3月)兵庫県生活文化部環境局環境整備課)

がれき類の処理を行う場合は、廃棄物の種類によって処理の方法が異なることから、組成別の廃棄物量を把握する必要がある。そのため、廃棄物組成は、これまでの事例等から得られている建築物構造別の解体時及び倒壊・焼失時の割合から、表6のとおり按分した。図3に圏域ごとのがれき類発生量（総量）を示す。また、表7に県全体の想定災害別のがれき類発生量（組成別）を示す。

【表6】廃棄物組成（発災時）

構造		木くず	コンクリート がら	金属くず	その他（残材）
木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53.0%
非木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%

※破砕選別の過程で分別する可燃物は、上記のうち木くずに分類される。また、廃プラスチック等の比較的発生量の少ない可燃物についても、木くずに分類される。

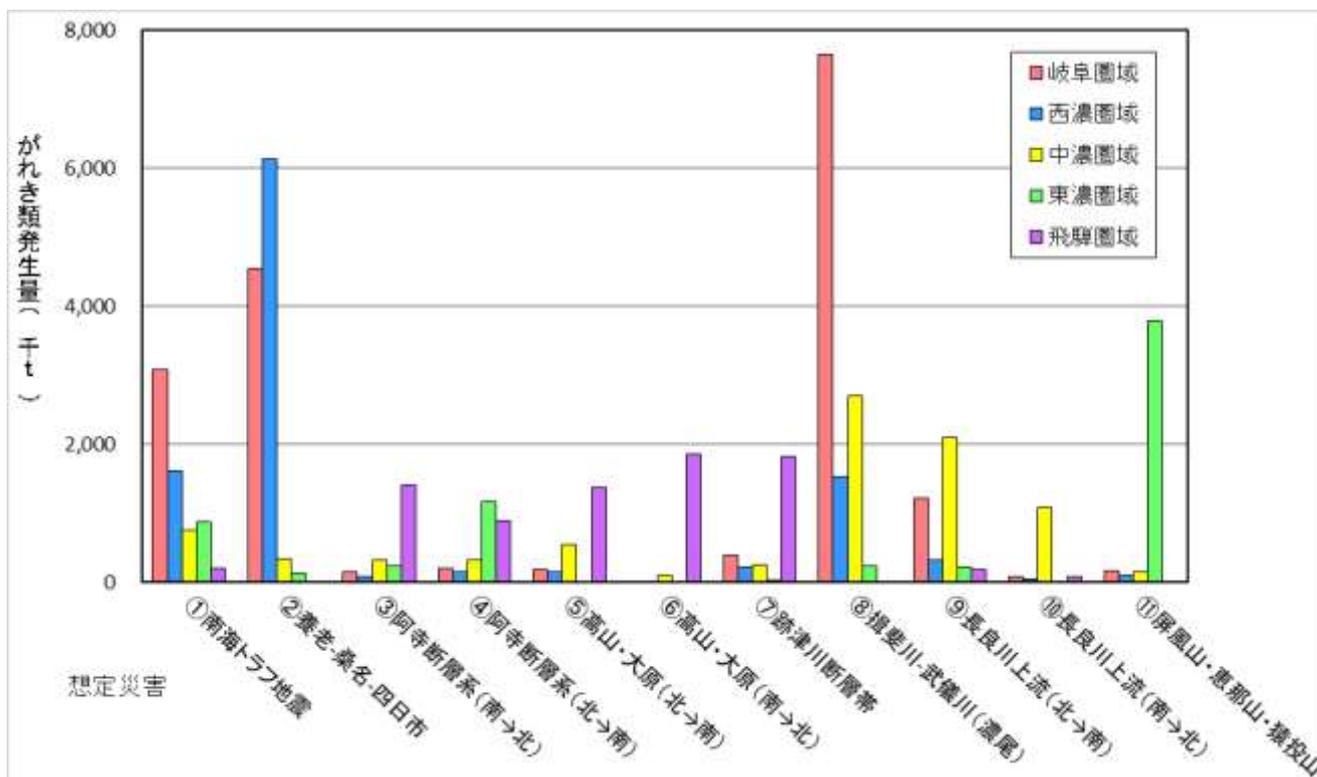
出典: 高月紘・酒井伸一・水谷聡 「災害と廃棄物性状—災害廃棄物の発生原単位と一般廃棄物組成の変化—」(廃棄物学会誌、Vol. 6、No. 5、1995年)及び住宅産業解体処理業連絡協議会、東京都、千葉県による

【図3】圏域ごとのがれき類発生量（総量）

想定災害	圏域名					県合計
	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	
①南海トラフ地震	3,091	1,617	753	875	203	6,539
②養老-桑名-四日市断層帯地震	4,554	6,143	335	133	2	11,167
③阿寺断層系地震 （南端から北西へ）	144	85	329	242	1,417	2,217
④阿寺断層系地震 （北端から南東へ）	204	150	324	1,162	899	2,739
⑤高山・大原断層帯地震 （北端から南西へ）	189	157	540	19	1,377	2,282
⑥高山・大原断層帯地震 （南端から北東へ）	0	0	92	0	1,864	1,956
⑦跡津川断層帯地震	401	229	256	26	1,824	2,736
⑧揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震 （北端から南東へ）	7,646	1,532	2,711	246	17	12,152
⑨長良川上流断層帯地震 （北端から南へ）	1,220	322	2,092	219	194	4,047
⑩長良川上流断層帯地震 （南端から北へ）	75	49	1,075	0	91	1,290
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 （南端から北東へ）	177	93	157	3,798	16	4,241

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）



【表7】県全体のがれき類発生量（組成別）

想定災害	がれき類	がれき類内訳			
		木くず	コンクリート がら	金属くず	その他 (残材)
①南海トラフ地震	6,539	1,190	4,056	226	1,067
	100.0%	18.2%	62.0%	3.5%	16.3%
②養老-桑名-四日市断層帯 地震	11,167	2,004	7,008	381	1,774
	100.0%	18.0%	62.8%	3.4%	15.9%
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	2,217	452	1,208	64	493
	100.0%	20.4%	54.5%	2.9%	22.2%
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	2,739	555	1,519	79	586
	100.0%	20.3%	55.5%	2.9%	21.4%
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	2,282	464	1,256	67	495
	100.0%	20.3%	55.0%	2.9%	21.7%
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	1,956	407	1,055	59	435
	100.0%	20.8%	53.9%	3.0%	22.2%
⑦跡津川断層帯地震	2,736	555	1,513	81	587
	100.0%	20.3%	55.3%	3.0%	21.5%
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯 地震(北端から南東へ)	12,152	2,190	7,596	417	1,949
	100.0%	18.0%	62.5%	3.4%	16.0%
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	4,047	779	2,371	124	773
	100.0%	19.3%	58.6%	3.1%	19.1%
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	1,290	271	682	37	300
	100.0%	21.0%	52.9%	2.9%	23.3%
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断 層帯地震(南端から北東へ)	4,241	816	2,491	132	802
	100.0%	19.2%	58.7%	3.1%	18.9%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

推計の結果、県全体では、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)によるがれき類発生量が12,152千tで最も多くなり、次いで養老-桑名-四日市断層帯地震の11,167千t、南海トラフ地震の6,539千tの順となる。

圏域別で見ると、岐阜圏域は揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)、養老-桑名-四日市断層帯地震及び南海トラフ地震によるがれき類発生量が、西濃圏域は養老-桑名-四日市断層帯地震によるがれき類発生量が、東濃圏域は屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)によるがれき発生量が突出して多くなっている。

(2) 種類別選別率、リサイクル率

災害廃棄物は、被災程度や処理状況により選別率が異なる。計画では、災害廃棄物の種類別選別率、リサイクル率を東日本大震災から得られた割合をもとに、表8のとおり設定した。

【表8】種類別選別率、リサイクル率（破碎選別後）

		選別後						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	
		リサイクル	再生資材化	焼却処理	リサイクル	セメント資源化 又は埋立処分	再生資材化	
選別前	木くず	15%	0%	55%	0%	30%	0%	100%
	コンクリートがら	0%	80%	0%	0%	20%	0%	100%
	金属くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
	その他(残材)	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%

(3) 種類別のがれき類発生量の推計

仮置場に集積されたがれき類は各搬出先の仕様に合わせて前処理を行う必要がある。そのため、破碎選別といった中間処理を行う。

木くず、コンクリートがら、金属くず、その他(残材)に分別されたがれき類は、破碎選別により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に選別し、最終的にリサイクルを行う木質チップ、再生資材、金属くず等と、廃棄物として処理を行う可燃物、不燃物に選別する。種類別のがれき類発生量を表9に示す。

【表9】種類別のがれき類発生量

想定災害	種類別のがれき類の内訳						県合計
	柱材・角材	可燃物	コンクリート	金属くず	不燃物	土材系	
①南海トラフ地震	179	656	3,246	221	2,074	163	6,539
	2.7%	10.0%	49.6%	3.4%	31.7%	2.5%	100.0%
②養老-桑名-四日市断層帯地震	300	1,105	5,611	366	3,519	266	11,167
	2.7%	9.9%	50.2%	3.3%	31.5%	2.4%	100.0%
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	65	252	971	62	797	70	2,217
	2.9%	11.4%	43.8%	2.8%	35.9%	3.2%	100.0%
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	82	308	1,222	77	965	85	2,739
	3.0%	11.2%	44.6%	2.8%	35.2%	3.1%	100.0%
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	68	257	1,011	64	811	71	2,282
	3.0%	11.3%	44.3%	2.8%	35.5%	3.1%	100.0%
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	61	224	845	57	704	65	1,956
	3.1%	11.5%	43.2%	2.9%	36.0%	3.3%	100.0%
⑦跡津川断層帯地震	82	306	1,215	79	967	87	2,736
	3.0%	11.2%	44.4%	2.9%	35.3%	3.2%	100.0%
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震 (北端から南東へ)	326	1,207	6,080	401	3,846	292	12,152
	2.7%	9.9%	50.0%	3.3%	31.6%	2.4%	100.0%
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	114	433	1,904	120	1,365	111	4,047
	2.8%	10.7%	47.0%	3.0%	33.7%	2.7%	100.0%
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	39	150	550	36	471	44	1,290
	3.0%	11.6%	42.6%	2.8%	36.5%	3.4%	100.0%
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	122	454	1,997	125	1,425	118	4,241
	2.9%	10.7%	47.1%	2.9%	33.6%	2.8%	100.0%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(4) 災害廃棄物のリサイクル可能量、最終処分量の推計

柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に選別されたがれき類は、最終的には表 10 に示す方法で処理又はリサイクルされる。

【表 10】 がれき類の処理及びリサイクルの方法

柱材・角材	マテリアルリサイクルを優先し、製紙原料、バイオマス発電プラント燃料及びパーティクルボード用原料として全量再利用する。	リサイクル
コンクリート	破碎後、全量再生資材として活用する。	リサイクル
可燃物	焼却施設で焼却する。焼却により発生する焼却灰は可燃物の量に対し 20% 生じるものとし、埋立処分する。	可燃物：焼却処理 焼却灰：埋立処分
金属くず	金属くずとして売却後、全量リサイクル材として活用する。	リサイクル
不燃物	最終処分場で埋立を行う。	埋立処分
土材系	全量再生資材として活用する。	リサイクル

柱材・角材、コンクリート、金属くず、土材系はリサイクルされ、不燃物及び可燃物の焼却灰は最終処分場へ埋立処分される。

種類別のがれき類発生量より、想定災害ごとのリサイクル可能量、最終処分量を表 11～21 に示す。

【表 11】 リサイクル可能量、最終処分量 (①南海トラフ地震)

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	3,091	1,824	59.0%	302	1,025
西濃圏域	1,617	951	58.8%	162	536
中濃圏域	753	431	57.2%	78	260
東濃圏域	875	498	56.9%	91	304
飛騨圏域	203	105	51.7%	23	80
県合計	6,539	3,809	58.3%	656	2,205

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 12】 リサイクル可能量、最終処分量 (②養老-桑名-四日市断層帯地震)

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	4,554	2,681	58.9%	446	1,516
西濃圏域	6,143	3,592	58.5%	610	2,063
中濃圏域	335	191	57.0%	35	116
東濃圏域	133	78	58.6%	14	44
飛騨圏域	2	1	50.0%	0	1
県合計	11,167	6,543	58.6%	1,105	3,740

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 1 3】リサイクル可能量、最終処分量（③阿寺断層系地震（南端から北西へ））

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	144	84	58.3%	14	49
西濃圏域	85	49	57.6%	10	28
中濃圏域	329	167	50.8%	38	132
東濃圏域	242	130	53.7%	27	90
飛騨圏域	1,417	738	52.1%	163	549
県合計	2,217	1,168	52.7%	252	847

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 1 4】リサイクル可能量、最終処分量（④阿寺断層系地震（北端から南東へ））

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	204	122	59.8%	20	66
西濃圏域	150	88	58.7%	14	51
中濃圏域	324	165	50.9%	39	128
東濃圏域	1,162	623	53.6%	131	434
飛騨圏域	899	468	52.1%	104	348
県合計	2,739	1,466	53.5%	308	1,027

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 1 5】リサイクル可能量、最終処分量（⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ））

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	189	112	59.3%	19	62
西濃圏域	157	92	58.6%	15	53
中濃圏域	540	275	50.9%	64	214
東濃圏域	19	11	57.9%	2	6
飛騨圏域	1,377	724	52.6%	157	527
県合計	2,282	1,214	53.2%	257	862

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 1 6】リサイクル可能量、最終処分量（⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ））

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	0	0	—	0	0
西濃圏域	0	0	—	0	0
中濃圏域	92	47	51.1%	11	36
東濃圏域	0	0	—	0	0
飛騨圏域	1,864	981	52.6%	213	713
県合計	1,956	1,028	52.6%	224	749

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 17】リサイクル可能量、最終処分量（⑦跡津川断層帯地震）

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	401	239	59.6%	38	132
西濃圏域	229	135	59.0%	22	76
中濃圏域	256	137	53.5%	28	97
東濃圏域	26	14	53.8%	3	10
飛騨圏域	1,824	938	51.4%	215	714
県合計	2,736	1,463	53.5%	306	1,028

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 18】リサイクル可能量、最終処分量（⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)）

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	7,646	4,506	58.9%	747	2,542
西濃圏域	1,532	894	58.4%	154	515
中濃圏域	2,711	1,547	57.1%	279	941
東濃圏域	246	143	58.1%	25	83
飛騨圏域	17	9	52.9%	2	6
県合計	12,152	7,099	58.4%	1,207	4,087

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 19】リサイクル可能量、最終処分量（⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)）

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	1,220	722	59.2%	120	402
西濃圏域	322	188	58.4%	31	109
中濃圏域	2,092	1,112	53.2%	237	790
東濃圏域	219	127	58.0%	23	74
飛騨圏域	194	100	51.5%	22	76
県合計	4,047	2,249	55.6%	433	1,452

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 20】リサイクル可能量、最終処分量（⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)）

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	75	42	56.0%	8	27
西濃圏域	49	30	61.2%	4	16
中濃圏域	1,075	549	51.1%	127	424
東濃圏域	0	0	—	0	0
飛騨圏域	91	48	52.7%	11	34
県合計	1,290	669	51.9%	150	501

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

【表 2 1】リサイクル可能量、最終処分量（①屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ））

圏域名	全体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
岐阜圏域	177	107	60.5%	17	56
西濃圏域	93	55	59.1%	11	29
中濃圏域	157	84	53.5%	18	59
東濃圏域	3,798	2,108	55.5%	406	1,365
飛騨圏域	16	8	50.0%	2	6
県合計	4,241	2,362	55.7%	454	1,516

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千 t)

2 し尿収集必要量の推計

し尿収集必要量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定した。

なお、発災後はボランティアの活動状況（参加人数）について把握したうえで、避難者の他、ボランティア人数分も、し尿発生量を加算し推計する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{し尿収集必要量} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times 1 \text{ 人 1 日平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③1 人 1 日平均排出量} \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数（人）＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数（人）：避難所へ避難する住民数

（出典：「平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 岐阜県」）

断水による仮設トイレ必要人数（人）＝{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）}
×上水道支障率×1/2[※]

水洗化人口（人）：平常時に水洗化トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

（出典：「日本の廃棄物処理平成 30 年度版」）

総人口（人）：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

（出典：「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務（平成 16 年 3 月）岐阜県」で示された上水道被害率を使用。なお、想定地震のうち、複合型東海地震は南海トラフ地震に、関ヶ原－養老断層系地震は、養老－桑名－四日市断層帯地震に読み替えて使用した）

※「1/2」は断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち 1/2 の住民と仮定

②非水洗化区域し尿収集人口（人）＝汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）

汲取人口：計画収集人口（人）

③1 人 1 日平均的排出量＝2.62 L/人・日

（出典：「日本の廃棄物処理平成 30 年度版」3.（1）し尿処理状況の推移）

バキューム車、し尿処理施設の能力を表 2 2 に、し尿収集必要量を表 2 3 に示す。

【表 2 2】バキューム車、し尿処理施設の能力

圏域名	バキューム車		し尿処理施設
	台数 (台)	タンク許容量 (kL)	処理能力 (kL/日)
岐阜圏域	158	1,037	666
西濃圏域	205	793	430
中濃圏域	106	406	270
東濃圏域	50	199	385
飛騨圏域	55	211	243
県合計	574	2,646	1,994

※平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果より

【表 2 3】し尿収集必要量

想定災害	し尿収集必要量 (kL/日) (し尿収集必要人数 (人))					
	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	県合計
①南海トラフ地震	270 (103,016)	126 (48,209)	85 (32,540)	146 (55,563)	30 (11,319)	657 (250,647)
②養老-桑名-四日市 断層帯地震	480 (183,051)	467 (178,215)	67 (25,622)	101 (38,653)	19 (7,271)	1,134 (432,811)
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	84 (32,231)	43 (16,260)	90 (34,384)	123 (47,007)	154 (58,912)	495 (188,794)
⑤高山・大原断層帯地 震(北端から南西へ)	90 (34,419)	48 (18,422)	79 (30,176)	94 (35,716)	134 (51,274)	445 (170,008)
⑦跡津川断層帯地震	104 (39,511)	50 (19,244)	104 (39,800)	95 (36,102)	147 (56,180)	500 (190,837)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注) ④阿寺断層系地震(北端から南東へ)、⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)、⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)、⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)、⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)及び⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)については、上水道支障率(地震による上水道の被害率)の想定が公表されていないため、推計を行っていない。

3 避難所ごみ量の推計

- ・ 避難所の1人当たりごみ排出量は平常時以下であると考えられることから、避難所ごみにより、被災市町村のごみ処理必要量は増加しないと推測する。
- ・ 避難所ごみの収集運搬について支障が生じるときには、県は、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との「無償団体救援協定書」により、被災市町村の要請に基づいて、両組合に支援協力を要請する。

避難所ごみ発生量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定した。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位}$$

避難者数：避難所における避難者数（人）

発生原単位：収集実績に基づき市町村ごとに設定

【参考】県平均 626 g/人・日（県平均）

（出典：「平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査結果」

生活系ごみ（生活系ごみ収集量+集団回収量）1人1日当たりの排出量）

避難所ごみ発生量を表24に示す。

【表24】避難所ごみ発生量

想定災害	避難所ごみ発生量（t/日） （避難者数（千人））					県合計
	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	
①南海トラフ地震	51.6 (81.5)	21.4 (34.9)	10.6 (18.3)	14.9 (21.9)	2.7 (4.3)	101.2 (160.9)
②養老-桑名-四日市 断層帯地震	71.8 (115.9)	71.6 (113.2)	5.2 (8.5)	2.3 (3.4)	0.1 (0.1)	151.0 (241.1)
③阿寺断層系地震 （南端から北西へ）	2.8 (4.4)	1.1 (1.8)	4.2 (7.2)	4.3 (6.0)	16.2 (26.4)	28.6 (45.8)
④阿寺断層系地震 （北端から南東へ）	3.8 (5.9)	1.8 (3.0)	3.7 (6.4)	17.2 (24.4)	7.8 (13.8)	34.3 (53.4)
⑤高山・大原断層帯地 震（北端から南西へ）	3.4 (5.4)	2.0 (3.2)	6.0 (10.0)	0.4 (0.5)	17.4 (26.4)	29.2 (45.5)
⑥高山・大原断層帯地 震（南端から北東へ）	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.1 (1.9)	0.0 (0.0)	21.6 (32.1)	22.7 (34.0)
⑦跡津川断層帯地震	7.3 (11.6)	3.0 (4.9)	3.7 (6.1)	0.6 (0.8)	22.8 (33.2)	37.4 (56.6)
⑧揖斐川-武儀川（濃 尾）断層帯地震 （北端から南東へ）	114.5 (179.9)	20.7 (34.2)	31.2 (51.9)	4.3 (6.4)	0.3 (0.5)	171.0 (272.9)
⑨長良川上流断層帯地 震（北端から南へ）	22.3 (35.1)	4.3 (7.1)	21.2 (35.4)	3.8 (5.5)	2.2 (3.9)	53.8 (87.0)
⑩長良川上流断層帯地 震（南端から北へ）	1.5 (2.4)	0.7 (1.1)	9.5 (15.7)	0.1 (0.1)	1.5 (2.3)	13.3 (21.6)
⑪屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯地震 （南端から北東へ）	3.7 (5.7)	1.1 (1.8)	2.7 (4.9)	50.0 (72.4)	0.3 (0.5)	57.8 (85.3)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

4 がれき類の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計

○ 国が災害廃棄物対策指針の技術資料において「運搬車両の必要台数の算定方法」を策定中であるため、策定後に、あらためて算定方法を検討する。

5 県内の廃棄物処理施設（焼却・最終処分）の処理可能量の推計

- ・ 現状の稼働状況により、余力を算定し、処理可能量を推計した。
- ・ 焼却施設の処理可能量は、3年のうち処理できる期間について、仮置場等での破碎・分別処理の期間及び過去の震災の経験から焼却施設の復旧期間を考慮して3か月見込み2.75年とするとともに、施設の点検期間を考慮し、2.75年における年あたりの施設の稼働日数を292日として推計した。

○ 3年間のうち処理できる日数

$$(3 - 0.25) \text{年} \times 365 \text{日/年} \times 0.8 = 803 \text{日}$$

- ・ 最終処分の処理可能量は、残余容量から年間埋立実績の10年分を差し引くことにより推計した。

一般廃棄物処理施設の処理可能量を表25に、一般廃棄物最終処分場の処理可能量を表26に示す。

【表 25】一般廃棄物焼却施設の処理可能量（1/2）

圏域名	市町村等	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理 能力※1 (t/年)	年間処理 実績※2 (t/年)	余力※3 (t/年)	災害廃棄物 処理可能量 ※4 (t/3年間)	想定震度※5											
								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
岐阜圏域	岐阜市	掛洞プラント	150	43,800	20,176	23,624	64,966	6弱	6強	5強	5強	5強	5弱	5強	7	6弱	5強	5強	
	岐阜市	東部クリーンセンター	450	131,400	109,747	21,653	59,546	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	7	6弱	5強	5強	
	各務原市	北清掃センター	192	56,064	42,237	13,827	38,025	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	5強	
	山県市	クリーンセンター	36	10,512	7,656	2,856	7,854	6弱	6弱	5強	5強	5強	5強	5強	7	6強	6弱	5強	
	本巣市	真正廃棄物処理施設	2	休止中					6弱	5弱	5弱	5強	5弱	5弱	6強	6強	6弱	6弱	5強
		根尾廃棄物処理施設	0.8	休止中					5強	6弱	5強	5強	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱	5強
西濃圏域	大垣市	クリーンセンター	240	70,080	46,348	23,732	65,263	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強	
	垂井町	クリーンセンター	40	11,680	7,315	4,365	12,004	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱	
	南濃衛生施設 利用事務組合	清掃センター	80	23,360	16,689	6,671	18,345	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱	
	西濃環境整備 組合	西濃環境保全センター	180	52,560	32,496	20,064	55,176	6弱	6強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱	
		西濃環境保全センター	90	26,280	20,129	6,151	16,915	6弱	6強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱	
中濃圏域	郡上市	郡上クリーンセンター	75	21,900	11,158	10,742	29,541	5強	5強	5強	6強	6弱	7	5強	6強	7	7	5強	
	可茂衛生施設 利用組合	ささゆりクリーンパー クエコサイクルプラザ	240	70,080	49,705	20,375	56,031	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6弱	
	中濃地域広域 行政事務組合	クリーンプラザ中濃 ガス化溶融施設	168	49,056	34,833	14,223	39,113	5強	5強	5弱	5強	5弱	5強	5弱	7	6強	6強	5強	
東濃圏域	多治見市	三の倉センター	170	49,640	42,986	6,654	18,299	6弱	6弱	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強	
		笠原クリーンセンター	18	休止中					6弱	6弱	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強
	中津川市	環境センター	98	28,616	23,810	4,806	13,217	6弱	5弱	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5強	6弱	5強	6強	
	瑞浪市	クリーンセンター	50	14,600	10,446	4,154	11,424	6弱	5強	5弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6強	
	恵那市	恵南クリーンセンター あおぞら	25	休止中					6弱	5弱	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	5強	5強	5弱	6強
	土岐市	環境センター	70	20,440	16,748	3,692	10,153	6弱	5強	5弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6強	

【表 25】一般廃棄物焼却施設の処理可能量（2 / 2）

圏域名	市町村等	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理 能力※1 (t/年)	年間処理 実績※2 (t/年)	余力※3 (t/年)	災害廃棄物 処理可能量 ※4 (t/3年間)	想定震度※5										
								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
飛騨 圏域	高山市	資源リサイクルセンター 清掃工場	100	29,200	22,126	7,074	19,453	5強	4	6弱	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
		久々野クリーンセンター	16	4,672	1,375	3,297	9,068	5強	5強	6強	6強	6強	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
	飛騨市	クリーンセンター	25	7,300	5,985	1,315	3,616	5強	4	5強	5強	5強	6弱	6強	5弱	5強	5強	5弱
	下呂市	クリーンセンター	60	17,520	9,376	8,144	22,396	5強	5強	6強	7	5強	7	5強	6弱	6強	6弱	6弱
県合計			2,530	738,760	531,341	207,419	570,403	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 年間稼働日数を292日として算出。

※2 平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※3 年間処理能力ー年間処理実績として算出。

※4 処理期間を2.75年として算定。

※5 ①：南海トラフ地震 ②：養老-桑名-四日市断層帯地震 ③：阿寺断層系地震（南端から北西へ） ④：阿寺断層系地震（北端から南東へ）

⑤：高山・大原断層帯地震（北端から南西へ） ⑥：高山・大原断層帯地震（南端から北東へ） ⑦：跡津川断層帯地震

⑧：揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ） ⑨：長良川上流断層帯地震（北端から南へ） ⑩：長良川上流断層帯地震（南端から北へ）

⑪：屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

①、②、③、⑤及び⑦については、施設の想定震度。④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑪については、施設が設置されている市町村の最大震度。

ただし、多治見市の笠原クリーンセンターは、すべての地震について施設が設置されている市町村の最大震度。

【表 2 6】一般廃棄物最終処分場の処理可能量（1 / 3）

圏域名	市町村等	施設名	埋立実績 ※1 (m3/年)	残余容量 ※1 (m3)	10年後 残余容量 ※2 (m3)	10年後 残余量 ※3 (t)	想定震度※4										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
岐阜圏域	岐阜市	大杉一般廃棄物最終処分場	1,213	191,617	179,487	269,231	5強	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	7	6弱	5強	5強
	羽島市	一般廃棄物最終処分場	0	18,650	18,650	27,975	6弱	6強	5強	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5弱	5強
	各務原市	大伊木一般廃棄物最終処分場	0	992	992	1,488	6弱	6弱	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	5強
	山県市	クリーンセンター	665	5,869	0	0	6弱	6弱	5強	5強	5強	5強	5強	7	6強	6弱	5強
	本巣市	本巣廃棄物最終処分場	6	20,922	20,862	31,293	6弱	6弱	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6強	6弱	6弱	5強
		根尾廃棄物最終処分場	0	480	480	720	5強	6弱	5強	5強	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱	5強
西濃圏域	大垣市	草道島一般廃棄物最終処分場	122	297	0	0	6弱	7	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
		一般廃棄物最終処分場（荒川町）	159	8,103	6,513	9,770	6弱	7	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
		上石津最終処分場（上多良）	1,528	47,671	32,391	48,587	5強	6強	4	5強	4	5弱	5弱	6弱	5強	5強	5強
		墨俣町最終処分場	0	7,985	7,985	11,978	6弱	6強	5弱	5強	5強	5弱	5強	6弱	5強	5強	5強
	海津市	福江一般廃棄物最終処分場	217	41,372	39,202	58,803	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		今尾一般廃棄物最終処分場	244	10,551	8,111	12,167	6弱	7	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		戸田一般廃棄物最終処分場	403	1,325	0	0	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
	養老町	一般廃棄物最終処分場	173	3,347	1,617	2,426	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		祖父江一般廃棄物最終処分場	289	5,250	2,360	3,540	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
	垂井町	葉生埋立最終処分場	12	1,412	1,292	1,938	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
		表佐矢取最終処分場	868	3,826	0	0	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱
	関ヶ原町	笹尾埋立処分場	1	1,822	1,812	2,718	5強	6強	4	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5強	5弱
	神戸町	一般廃棄物最終処分場（瀬古）	126	11,958	10,698	16,047	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	5弱	5弱	6弱	5強	5強	5弱
	輪之内町	一般廃棄物最終処分場	58	10,800	10,220	15,330	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5強	5弱	5弱
	安八町	一般廃棄物最終処分場	164	2,435	795	1,193	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5弱	5強	6弱	5強	5弱	5強
	揖斐川町	坂内最終処分場	1	128	118	177	5強	6弱	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	5弱
	南濃衛生施設 利用事務組合	最終処分場	503	2,384	0	0	6弱	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5強	5強	5弱
	西南濃粗大廃 棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	575	12,375	6,625	9,938	6弱	6強	5弱	5弱	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	5弱

【表 2 6】一般廃棄物最終処分場の処理可能量（2 / 3）

圏域名	市町村等	施設名	埋立実績 ※1 (m3/年)	残余容量 ※1 (m3)	10年後 残余容量 ※2 (m3)	10年後 残余量 ※3 (t)	想定震度※4										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
西濃圏域	西濃環境整備組合	一般廃棄物最終処分場	1,502	14,394	0	0	6弱	6強	5強	5強	5強	4	5強	6弱	5強	5強	5弱
中濃圏域	美濃市	ごみ埋立処分場	303	5,581	2,551	3,827	5強	5強	5弱	6弱	5弱	5強	5弱	7	6強	6弱	5強
	美濃加茂市	一般廃棄物埋立処分場	178	140,874	139,094	208,641	6弱	5強	5強	5強	5弱	5弱	5強	6強	6弱	5強	6弱
	可児市	一般廃棄物埋立処分場（大森）	562	22,961	17,341	26,012	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6弱
		一般廃棄物埋立処分場（兼山）	0	750	750	1,125	6弱	5強	5強	5強	5弱	5弱	5強	6弱	6弱	5強	6弱
	郡上市	白鳥管理型処分場	14	562	422	633	5強	5強	6弱	6強	6弱	7	5強	6強	7	7	5強
		高鷲一般廃棄物最終処分場(安定型)	0	200	200	300	6弱	5強	6弱	6強	6強	7	6弱	6強	7	7	5強
		高鷲一般廃棄物最終処分場(管理型)	0	1,410	1,410	2,115	5強	5強	5強	6強	6弱	7	6弱	6強	7	7	5強
		和良埋立場	37	2,298	1,928	2,892	5強	5強	6弱	6強	6弱	7	5強	6強	7	7	5強
	八百津町	市島埋立場	418	8,613	4,433	6,650	6弱	5強	6弱	6強	6強	7	6弱	6強	7	7	5強
		錦織一般廃棄物埋立処分場	0	37,899	37,899	56,849	6弱	5強	5強	6弱	5弱	5弱	5強	6弱	6弱	5弱	6弱
	御嵩町	久田見一般廃棄物埋立処分場	56	16,614	16,054	24,081	5強	5弱	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5弱	6弱
		南山一般廃棄物埋立処分場	80	3,662	2,862	4,293	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5弱	6弱
	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター最終処分場	0	2,704	2,704	4,056	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6強	6弱	5強	6弱
		ささゆりクリーンパーク最終処分場	1,833	52,185	33,855	50,783	6弱	5強	5弱	5強	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6弱
	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃一般廃棄物最終処分場	1,342	44,812	31,392	47,088	5強	5強	5弱	5強	5弱	5強	5弱	7	6強	6強	5強
東濃圏域	多治見市	大畑センター安定型埋立処分場	1,117	123,249	112,079	168,119	6弱	5強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強
		笠原町クリーンセンター安定型埋立処分場	0	106,963	106,963	160,445	6弱	5強	5弱	5強	4	4	4	6弱	5強	5弱	6強
		笠原町クリーンセンター管理型埋立処分場	92	29,769	28,849	43,274	6弱	5強	5弱	5強	5弱	4	4	6弱	5強	5弱	6強
		大畑センター管理型処分場	962	24,567	14,947	22,421	6弱	5強	5弱	5強	5弱	4	5弱	6弱	5強	5弱	6強
	中津川市	中津川環境センター最終処分場	1,191	41,466	29,556	44,334	6弱	5弱	6弱	6強	5弱	5強	5弱	5強	6弱	5強	6強

【表 2 6】一般廃棄物最終処分場の処理可能量（3 / 3）

圏域名	市町村等	施設名	埋立実績 ※1 (m3/年)	残余容量 ※1 (m3)	10年後 残余容量 ※2 (m3)	10年後 残余容量 ※3 (t)	想定震度※4										
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
東濃圏域	瑞浪市	不燃物埋立処分場	0	7,872	7,872	11,808	6弱	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	6強
		新不燃物最終処分場	1,086	38,385	27,525	41,288	6弱	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	6強
	恵那市	一般廃棄物最終処分場（第二期）	0	4,410	4,410	6,615	6弱	5弱	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	5強	5強	5弱	6強
	土岐市	土岐市環境センター	9,207	436,548	344,478	516,717	6弱	5強	5弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6弱	6弱	5強	6強
飛騨圏域	高山市	資源リサイクルセンター埋立処分地	5,490	48,072	0	0	5強	4	6弱	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
		久々野クリーンセンター埋立処分地	188	682	0	0	5強	5弱	6弱	6強	6強	7	5強	5強	6弱	6強	5強
		丹生川埋立処分地	358	1,713	0	0	5強	4	6弱	6強	6弱	7	5強	5強	6弱	6強	5強
		荘川埋立処分地	0	4,000	4,000	6,000	5強	5弱	6弱	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
		上宝埋立処分地	0	1,600	1,600	2,400	5強	5弱	5強	6強	5弱	7	6弱	5強	6弱	6強	5強
	飛騨市	松ヶ瀬最終処分場	139	3,110	1,720	2,580	5強	5弱	5強	5強	5強	6弱	6強	5弱	5強	6強	5弱
	下呂市	金山町埋立処分場	9,556	9,445	0	0	5強	5強	6強	7	6弱	7	6弱	6弱	6強	6弱	6弱
		一般廃棄物最終処分場	9,054	7,833	0	0	5強	5強	6強	7	6弱	7	6弱	6弱	6強	6弱	6弱
	白川村	保木脇埋立地	5	6,068	6,018	9,027	5強	5弱	5強	5強	5強	5強	6強	5弱	5強	6弱	5弱
県合計			52,097	1,662,842	1,333,122	1,999,692	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より

※2 残余容量－埋立実績×10年

※3 10年後残余容量×1.5 t/m³

※4 ①：南海トラフ地震 ②：養老-桑名-四日市断層帯地震 ③：阿寺断層系地震（南端から北西へ） ④：阿寺断層系地震（北端から南東へ）

⑤：高山・大原断層帯地震（北端から南西へ） ⑥：高山・大原断層帯地震（南端から北東へ） ⑦：跡津川断層帯地震

⑧：揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震（北端から南東へ） ⑨：長良川上流断層帯地震（北端から南へ） ⑩：長良川上流断層帯地震（南端から北へ）

⑪：屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

①、②、③、⑤及び⑦については、施設の想定震度。④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑪については、施設が設置されている市町村の最大震度。

ただし、西濃環境整備組合の一般廃棄物最終処分場は、すべての地震について施設が設置されている市町村の最大震度。

6 仮設焼却施設等の設置必要基数の推計

- ・ がれき類発生量が、被災市町村で3年以内に処理できる見込みのときは、被災市町村の要請に基づいて、県事務所、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討する。
- ・ 想定した地震災害時に台風などの影響による風水害が発生するなど、複合災害が発生し、推計した災害廃棄物発生量よりもさらに大量の災害廃棄物が生じる可能性がある。これら複合災害時など、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても、3年以内に処理ができないがれき類が発生した場合には、被災市町村は仮設焼却施設等の設置を検討する。

7 災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計及び確保

- ・ 県は、迅速な災害復旧及びがれき類の分別・リサイクルを図るための仮置場を早期に確保できるよう、市町村ごとに必要となる仮置場の必要面積を算定するとともに、各市町村の候補地選定状況を把握する。
- ・ 県は、仮置場が不足する事態を想定して、国有地及び県有地の中から仮置場設置検討対象用地のリストを作成する。
- ・ 市町村から、国有地又は県有地の利用希望があった場合には、発災時に仮置場として使用することができるよう、県は、国、県関係機関との調整を行う。
- ・ 積雪等の影響により、仮置場の運営等に支障が生じることが想定される地域においては候補地の選定に配慮することとし、仮置場の必要面積に対し十分な面積の仮置場を確保する。

【表27】仮置場の用途

用途	説明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き ・ 住民が自ら持込む仮置き
破砕・選別等の作業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設破砕機等の設置及び処理作業（分別・選別等）を行うための用地
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管 ・ 最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管 ・ 需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管（再資源化物のみの仮保管は除く） ・ コンクリートがら等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管 ・ 焼却灰や有害廃棄物・危険物等の一時的な保管

仮置場の必要面積は、下記に示す算定式を用いて、想定災害ごとに推計した。

$$\text{仮置場必要面積(最大で必要となる面積)} \\ = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量：災害廃棄物の発生量（t）

見かけ比重：可燃物 0.4（t/m³）、不燃物 1.1（t/m³）

積み上げ高さ：5 m

作業スペース割合：1

圏域ごとの仮置場必要面積及び充足率を表28に示す。

【表 28】圏域ごとの仮置場必要面積及び充足率

想定災害	必要面積 (ha)				
	充足率 (%)				
	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域
①南海トラフ地震	147.5	77.4	36.6	42.4	10.0
	59.8	98.6	183.5	132.6	500 以上
②養老-桑名-四日市断層帯地震	217.4	293.9	16.2	6.4	0.1
	40.6	26.0	414.2	500 以上	500 以上
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	6.8	4.1	16.4	12.0	70.4
	500 以上	500 以上	408.1	468.1	78.4
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	9.8	7.2	16.2	57.3	44.8
	500 以上	500 以上	413.2	98.0	123.2
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	9.1	7.5	27.0	0.9	68.3
	500 以上	500 以上	248.1	500 以上	80.8
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0.0	0.0	4.6	0.0	92.4
	—	—	500 以上	—	59.7
⑦跡津川断層帯地震	19.1	10.9	12.6	1.3	91.1
	462.1	500 以上	500 以上	500 以上	60.6
⑧揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震(北端から 南東へ)	364.6	73.6	130.9	11.8	0.9
	24.2	103.7	51.3	474.4	500 以上
⑨長良川上流断層帯地 震(北端から南へ)	58.1	15.4	103.5	10.6	9.6
	151.7	496.7	64.8	500 以上	500 以上
⑩長良川上流断層帯地 震(南端から北へ)	3.6	2.3	53.8	0.0	4.6
	500 以上	500 以上	124.7	—	500 以上
⑪屏風山・恵那山及び猿 投山断層帯地震(南端 から北東へ)	8.4	4.5	7.8	185.0	0.8
	500 以上	500 以上	500 以上	30.4	500 以上
候補地箇所数※1	86	83	80	46	72
使用可能面積 (ha) ※2	88.2	76.3	67.1	56.2	55.2

■ : 充足率 30%未満 ■ : 充足率 30%以上～60%未満

※1 令和2年度市町村アンケート調査結果から

※2 令和2年度市町村アンケート調査結果から。面積が不明の場合は、1箇所あたり0.5haとして算出した。

注) がれき類発生量の容積のうち、早期に処理が必要な可燃物の占める割合は約30%である。

「処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした計算方法」を用いて算出する仮置場の必要面積は、「最大で必要となる面積の算定方法」を用いて算出する仮置場の必要面積の約60%である。

推計の結果、岐阜圏域は南海トラフ地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)での仮置場が、西濃圏域は養老-桑名-四日市断層帯地震での仮置場が、中濃圏域では揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)での仮置場が、東濃圏域では屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)での仮置場が、飛騨圏域では高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)での仮置場が不足している。

8 水害によるがれき類発生量の推計等

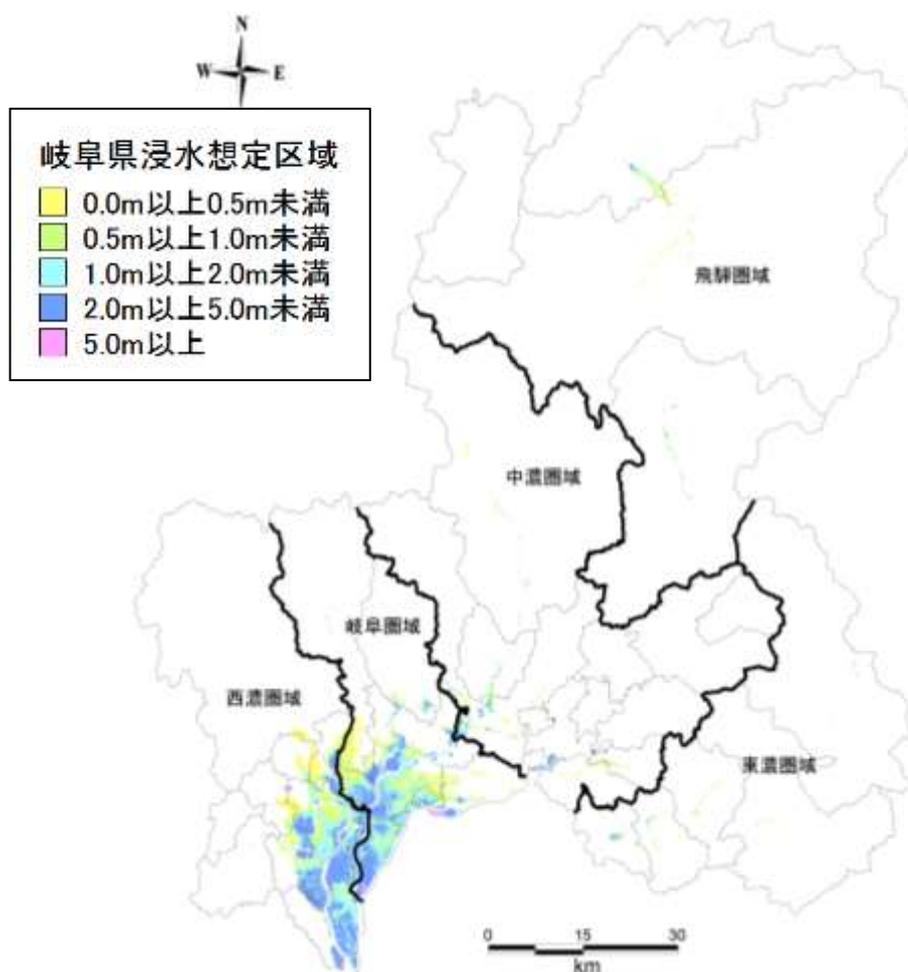
県南部では、木曾三川（木曾川・長良川・揖斐川）が伊勢湾に向かって流れており、その合流域には海拔0m地帯を含む水郷地帯が広がっている。特に、岐阜・西濃圏域においては地盤の低い平野が広がっているため、豪雨時における水害の危険性が非常に高く、長年にわたり水害に苦しんでいる地域である。

そこで、県で作成した浸水想定区域図（図4）に基づき、水害によるがれき類の発生量の推計を行った。想定する水害は洪水とし、対象河川は岐阜県の管理河川及び国土交通省の管理河川とした。

県は、市町村が管理する河川による洪水及び内水被害による被害想定について、各市町村において以下の推計方法に準じて水害廃棄物の発生量を推計するよう助言する。

水害により発生する災害廃棄物は、浸水に伴う家財等が排出され混合廃棄物が多くなり分別作業がより必要となること及び焼却処理する場合に発熱量を確保するため助燃材の投入が必要となることに配慮が必要である。

豪雨等により宅地内に土砂及び流木等の廃棄物が堆積する場合があります、これらの土砂混じりの廃棄物等を適切に処理するには、災害廃棄物の仮置場とは別に、これらの土砂混じりの廃棄物等を分別する場所を設ける必要がある。また、住宅等所有者がこれらの土砂混じりの廃棄物等を住宅等から搬出するにあたり、規模の大きさや作業の危険度により重機等を使用する必要がある等の理由で個人での対応が困難な場合には、市町村が搬出を実施（直接排除）することとなる。直接排除のために市町村が確保した重機等では十分でない場合は、県が締結している災害時の応援協定に基づき、県が重機等と作業者を確保し、市町村を支援することも想定する必要がある。



【図4】岐阜県浸水想定区域図

(1) 推計方法

水害によるがれき類発生量の推計は、「水害廃棄物対策指針（平成17年6月）環境省」の添付資料に従い推計した。

$$Q=N \times h \times q$$

Q:水害によるがれき類発生量

N:被害区分別の建物棟数〔床上浸水、床下浸水〕(棟)

h:1棟当たりの世帯数(世帯/棟)

q:1世帯当たりのがれき類発生量〔原単位〕(t/世帯)

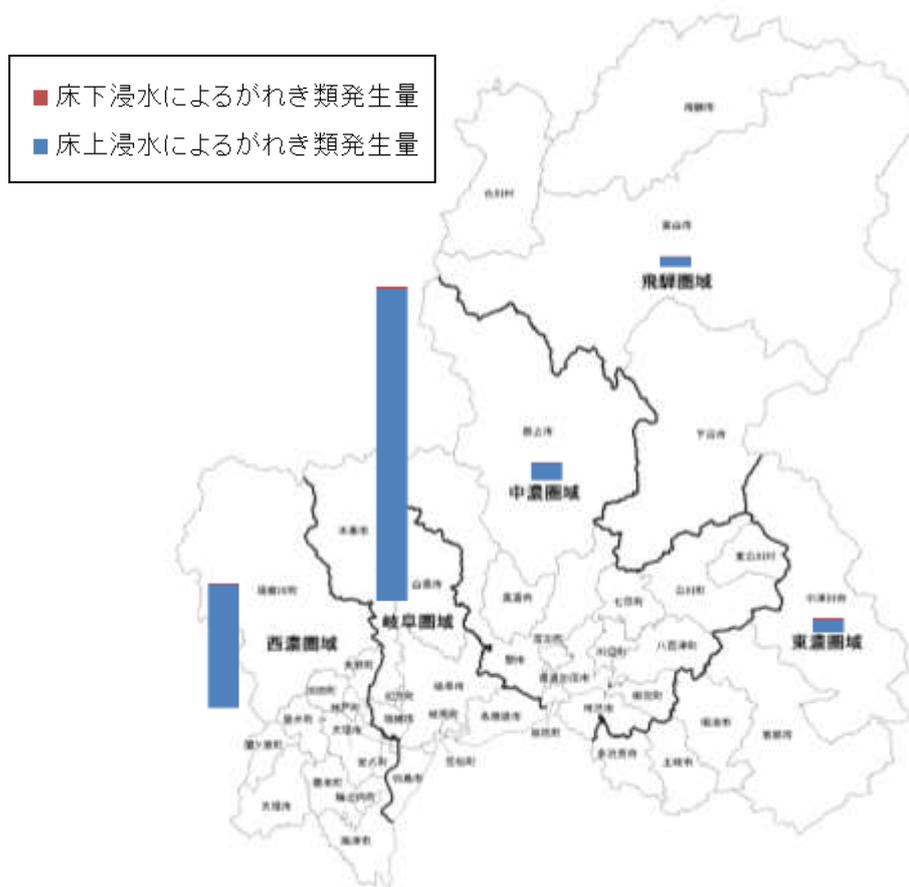
床上浸水(浸水深0.5m以上) 3.79(t/世帯)

床下浸水(浸水深0~0.5m未満) 0.08(t/世帯)

(2) 推計結果

図5に圏域ごとの水害によるがれき類発生量を示す。

水害により生じる災害廃棄物については、「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で示された5つの地震により生ずる災害廃棄物と比較すると少ないものの、被災市町村において3年以内に処理することができない災害廃棄物が発生した場合には、県内の広域応援体制を構築する。



圏域名	床上浸水による がれき類発生量 (千t)	床下浸水による がれき類発生量 (千t)	合計 (千t)
岐阜圏域	541.2	3.7	544.9
西濃圏域	214.2	2.0	216.2
中濃圏域	28.9	0.3	29.2
東濃圏域	21.9	0.2	22.1
飛騨圏域	16.8	0.2	17.0
県合計	823.0	6.4	829.4

【図5】圏域ごとの水害によるがれき類発生量

1-7 災害廃棄物処理の広域処理等

- ・ 被災市町村において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合には、被災市町村の要請に基づいて、県市町村間協定書による広域応援体制を構築する。
- ・ 広域応援体制は、災害廃棄物の処理が発災から3年以上に及ばないようにする。
- ・ 被災市町村の行政機能が喪失した場合には、県は被災市町村からの事務委託を受けて、災害廃棄物処理を行う。
- ・ 発災時は、以下のとりまとめを参考に、実際の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況等に応じて、市町村が災害廃棄物処理実行計画を定め、処理にあたる。

1 圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量

(1) がれき類

圏域ごとのがれき類発生量、処理可能量及び広域処理等必要量の関係を、想定地震ごとに以下のとおりとりまとめた。なお、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分するものとし、処理可能量を超えた分を広域処理等必要量とした。

広域処理等必要量については、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理をまず行い、県内の広域処理によっても3年以内に処理ができない可燃物及び不燃物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設焼却施設での処理を検討する。

また、県域を越えた連携が必要となった場合は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき対応する。

①南海トラフ地震(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	3,091	302.0	1,025.4	170.4	330.7	131.6	694.7
西濃圏域	1,617	162.0	536.4	167.7	194.6	0.0	341.8
中濃圏域	753	78.0	259.6	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	875	91.0	304.2	53.1	1,015.0	37.9	0.0
飛騨圏域	203	23.0	79.6	54.5	20.0	0.0	59.6
県合計	6,539	656.0	2,205.2	570.4	1,999.7	169.5	1,096.1

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

岐阜圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が、東濃圏域において、焼却処理の広域処理が、西濃圏域及び飛騨圏域において、最終処分の広域処理が必要となる。

②養老-桑名-四日市断層帯地震(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	4,554	446.0	1,516.2	170.4	330.7	275.6	1,185.5
西濃圏域	6,143	610.0	2,063.0	167.7	194.6	442.3	1,868.4
中濃圏域	335	35.0	116.0	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	133	14.0	43.8	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	2	0.0	1.0	54.5	20.0	0.0	0.0
県合計	11,167	1,105.0	3,740.0	570.4	1,999.7	717.9	3,053.9

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

岐阜圏域、西濃圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が必要となる。

③阿寺断層系地震(南端から北西へ)(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	144	14.0	48.8	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	85	10.0	28.0	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	329	38.0	131.6	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	242	27.0	90.4	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	1,417	163.0	548.6	54.5	20.0	108.5	528.6
県合計	2,217	252.0	847.4	570.4	1,999.7	108.5	528.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

飛騨圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が必要となる。

④阿寺断層系地震(北端から南東へ)(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	204	20.0	66.0	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	150	14.0	50.8	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	324	39.0	127.8	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	1,162	131.0	434.2	53.1	1,015.0	77.9	0.0
飛騨圏域	899	104.0	347.8	54.5	20.0	49.5	327.8
県合計	2,739	308.0	1,026.6	570.4	1,999.7	127.4	327.8

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

東濃圏域において、焼却処理の広域処理が、飛騨圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処

理が必要となる。

⑤高山・大原断層帯地震(北端から南西へ)(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	189	19.0	61.8	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	157	15.0	53.0	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	540	64.0	213.8	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	19	2.0	6.4	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	1,377	157.0	527.4	54.5	20.0	102.5	507.4
県合計	2,282	257.0	862.4	570.4	1,999.7	102.5	507.4

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

飛騨圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が必要となる。

⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	0	0.0	0.0	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	0	0.0	0.0	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	92	11.0	36.2	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	0	0.0	0.0	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	1,864	213.0	712.6	54.5	20.0	158.5	692.6
県合計	1,956	224.0	748.8	570.4	1,999.7	158.5	692.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

飛騨圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が必要となる。

⑦跡津川断層帯地震(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	401	38.0	131.6	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	229	22.0	76.4	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	256	28.0	96.6	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	26	3.0	9.6	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	1,824	215.0	714.0	54.5	20.0	160.5	694.0
県合計	2,736	306.0	1,028.2	570.4	1,999.7	160.5	694.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

飛騨圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が必要となる。

⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	7,646	747.0	2,542.4	170.4	330.7	576.6	2,211.7
西濃圏域	1,532	154.0	514.8	167.7	194.6	0.0	320.2
中濃圏域	2,711	279.0	940.8	124.7	439.3	154.3	501.5
東濃圏域	246	25.0	83.0	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	17	2.0	6.4	54.5	20.0	0.0	0.0
県合計	12,152	1,207.0	4,087.4	570.4	1,999.7	730.9	3,033.3

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

岐阜圏域及び中濃圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が、西濃圏域において、最終処分の広域処理が必要となる。

⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)(がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量)

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	1,220	120.0	402.0	170.4	330.7	0.0	71.3
西濃圏域	322	31.0	109.2	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	2,092	237.0	790.4	124.7	439.3	112.3	351.1
東濃圏域	219	23.0	73.6	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	194	22.0	76.4	54.5	20.0	0.0	56.4
県合計	4,047	433.0	1,451.6	570.4	1,999.7	112.3	478.7

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

中濃圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が、岐阜圏域及び飛騨圏域において、最終処分の広域処理が必要となる。

⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ）（がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量）

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	75	8.0	26.6	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	49	4.0	15.8	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	1,075	127.0	424.4	124.7	439.3	2.3	0.0
東濃圏域	0	0.0	0.0	53.1	1,015.0	0.0	0.0
飛騨圏域	91	11.0	34.2	54.5	20.0	0.0	14.2
県合計	1,290	150.0	501.0	570.4	1,999.7	2.3	14.2

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

中濃圏域において、焼却処理の広域処理が、飛騨圏域において、最終処分の広域処理が必要となる。

⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）（がれき類の圏域ごとの処理可能量と広域処理等必要量）

圏域名	がれき類発生量	要処理量		処理可能量		広域処理等必要量	
		可燃物	不燃物・焼却灰	焼却処理	最終処分	焼却処理	最終処分
岐阜圏域	177	17.0	56.4	170.4	330.7	0.0	0.0
西濃圏域	93	11.0	29.2	167.7	194.6	0.0	0.0
中濃圏域	157	18.0	58.6	124.7	439.3	0.0	0.0
東濃圏域	3,798	406.0	1,365.2	53.1	1,015.0	352.9	350.2
飛騨圏域	16	2.0	6.4	54.5	20.0	0.0	0.0
県合計	4,241	454.0	1,515.8	570.4	1,999.7	352.9	350.2

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

東濃圏域において、焼却処理及び最終処分の広域処理が必要となる。

2 既施設における広域処理

災害廃棄物の推計から得られた結果を分析し、がれき類のうち可燃物については既存の焼却施設、不燃物及び可燃物を焼却した際に発生する焼却灰については最終処分場における処理の広域的な割り振り結果をとりまとめた。

(1) 既存の焼却施設に対するがれき類のうち可燃物の処理可能量・処理割り振り量

①南海トラフ地震

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	302.0	170.4	131.6	0.0	/				
西濃圏域	162.0	167.7	0.0	5.7	5.7	/			
中濃圏域	78.0	124.7	0.0	46.7	46.7	/			
東濃圏域	91.0	53.1	37.9	0.0			/		
飛騨圏域	23.0	54.5	0.0	31.5				31.5	/
県合計	656.0	570.4	169.5	83.9	52.4	0.0	0.0	31.5	0.0
				支援処理不足量	85.6				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

②養老-桑名-四日市断層帯地震

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	446.0	170.4	275.6	0.0	/				
西濃圏域	610.0	167.7	442.3	0.0		/			
中濃圏域	35.0	124.7	0.0	89.7		89.7	/		
東濃圏域	14.0	53.1	0.0	39.1	39.1			/	
飛騨圏域	0.0	54.5	0.0	54.5	54.5				/
県合計	1,105.0	570.4	717.9	183.3	93.6	89.7	0.0	0.0	0.0
				支援処理不足量	534.6				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

③阿寺断層系地震（南端から北西へ）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	14.0	170.4	0.0	156.4	/				
西濃圏域	10.0	167.7	0.0	157.7		/			
中濃圏域	38.0	124.7	0.0	86.7			/		82.4
東濃圏域	27.0	53.1	0.0	26.1				/	26.1
飛騨圏域	163.0	54.5	108.5	0.0					/
県合計	252.0	570.4	108.5	426.9	0.0	0.0	0.0	0.0	108.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

④阿寺断層系地震（北端から南東へ）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	20.0	170.4	0.0	150.4				38.6	
西濃圏域	14.0	167.7	0.0	153.7				39.3	
中濃圏域	39.0	124.7	0.0	85.7					49.5
東濃圏域	131.0	53.1	77.9	0.0					
飛騨圏域	104.0	54.5	49.5	0.0					
県合計	308.0	570.4	127.4	389.8	0.0	0.0	0.0	77.9	49.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千 t）

⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	19.0	170.4	0.0	151.4					
西濃圏域	15.0	167.7	0.0	152.7					
中濃圏域	64.0	124.7	0.0	60.7					51.4
東濃圏域	2.0	53.1	0.0	51.1					51.1
飛騨圏域	157.0	54.5	102.5	0.0					
県合計	257.0	570.4	102.5	415.9	0.0	0.0	0.0	0.0	102.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千 t）

⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	0.0	170.4	0.0	170.4					
西濃圏域	0.0	167.7	0.0	167.7					
中濃圏域	11.0	124.7	0.0	113.7					105.4
東濃圏域	0.0	53.1	0.0	53.1					53.1
飛騨圏域	213.0	54.5	158.5	0.0					
県合計	224.0	570.4	158.5	504.9	0.0	0.0	0.0	0.0	158.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千 t）

⑦跡津川断層帯地震

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	38.0	170.4	0.0	132.4					13.7
西濃圏域	22.0	167.7	0.0	145.7					
中濃圏域	28.0	124.7	0.0	96.7					96.7
東濃圏域	3.0	53.1	0.0	50.1					50.1
飛騨圏域	215.0	54.5	160.5	0.0					
県合計	306.0	570.4	160.5	424.9	0.0	0.0	0.0	0.0	160.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	747.0	170.4	576.6	0.0					
西濃圏域	154.0	167.7	0.0	13.7	13.7				
中濃圏域	279.0	124.7	154.3	0.0					
東濃圏域	25.0	53.1	0.0	28.1	28.1				
飛騨圏域	2.0	54.5	0.0	52.5			52.5		
県合計	1,207.0	570.4	730.9	94.3	41.8	0.0	52.5	0.0	0.0
支援処理不足量					636.6				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	120.0	170.4	0.0	50.4			50.4		
西濃圏域	31.0	167.7	0.0	136.7					
中濃圏域	237.0	124.7	112.3	0.0					
東濃圏域	23.0	53.1	0.0	30.1			30.1		
飛騨圏域	22.0	54.5	0.0	32.5			31.8		
県合計	433.0	570.4	112.3	249.7	0.0	0.0	112.3	0.0	0.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	8.0	170.4	0.0	162.4			2.3		
西濃圏域	4.0	167.7	0.0	163.7					
中濃圏域	127.0	124.7	2.3	0.0					
東濃圏域	0.0	53.1	0.0	53.1					
飛騨圏域	11.0	54.5	0.0	43.5					
県合計	150.0	570.4	2.3	422.7	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	17.0	170.4	0.0	153.4				153.4	
西濃圏域	11.0	167.7	0.0	156.7				40.3	
中濃圏域	18.0	124.7	0.0	106.7				106.7	
東濃圏域	406.0	53.1	352.9	0.0					
飛騨圏域	2.0	54.5	0.0	52.5				52.5	
県合計	454.0	570.4	352.9	469.3	0.0	0.0	0.0	352.9	0.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

(2) 既存の最終処分場に対するがれき類のうち不燃物及び可燃物を焼却した際に発生する焼却灰の処理可能量・処理割り振り量

①南海トラフ地震

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	1,025.4	330.7	694.7	0.0					
西濃圏域	536.4	194.6	341.8	0.0					
中濃圏域	259.6	439.3	0.0	179.7		179.7			
東濃圏域	304.2	1,015.0	0.0	710.8	654.6				56.2
飛騨圏域	79.6	20.0	59.6	0.0					
県合計	2,205.2	1,999.7	1,096.1	890.6	654.6	179.7	0.0	0.0	56.2
支援処理不足量					205.5				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

②養老-桑名-四日市断層帯地震

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	1,516.2	330.7	1,185.5	0.0					
西濃圏域	2,063.0	194.6	1,868.4	0.0					
中濃圏域	116.0	439.3	0.0	323.3		323.3			
東濃圏域	43.8	1,015.0	0.0	971.2	971.2				
飛騨圏域	1.0	20.0	0.0	19.0	19.0				
県合計	3,740.0	1,999.7	3,053.9	1,313.6	990.2	323.3	0.0	0.0	0.0
支援処理不足量					1,740.3				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

③阿寺断層系地震（南端から北西へ）

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	48.8	330.7	0.0	281.9					
西濃圏域	28.0	194.6	0.0	166.6					
中濃圏域	131.6	439.3	0.0	307.7					
東濃圏域	90.4	1,015.0	0.0	924.6					528.6
飛騨圏域	548.6	20.0	528.6	0.0					
県合計	847.4	1,999.7	528.6	1,680.9	0.0	0.0	0.0	0.0	528.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

④阿寺断層系地震（北端から南東へ）

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	66.0	330.7	0.0	264.7					
西濃圏域	50.8	194.6	0.0	143.8					
中濃圏域	127.8	439.3	0.0	311.5					
東濃圏域	434.2	1,015.0	0.0	580.8					327.8
飛騨圏域	347.8	20.0	327.8	0.0					
県合計	1,026.6	1,999.7	327.8	1,300.9	0.0	0.0	0.0	0.0	327.8

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	61.8	330.7	0.0	268.9	/				
西濃圏域	53.0	194.6	0.0	141.6		/			
中濃圏域	213.8	439.3	0.0	225.5			/		
東濃圏域	6.4	1,015.0	0.0	1,008.6				/	507.4
飛騨圏域	527.4	20.0	507.4	0.0					/
県合計	862.4	1,999.7	507.4	1,644.7	0.0	0.0	0.0	0.0	507.4

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	0.0	330.7	0.0	330.7	/				
西濃圏域	0.0	194.6	0.0	194.6		/			
中濃圏域	36.2	439.3	0.0	403.1			/		
東濃圏域	0.0	1,015.0	0.0	1,015.0				/	692.6
飛騨圏域	712.6	20.0	692.6	0.0					/
県合計	748.8	1,999.7	692.6	1,943.5	0.0	0.0	0.0	0.0	692.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

⑦跡津川断層帯地震

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	131.6	330.7	0.0	199.1	/				
西濃圏域	76.4	194.6	0.0	118.2		/			
中濃圏域	96.6	439.3	0.0	342.7			/		
東濃圏域	9.6	1,015.0	0.0	1,005.4				/	694.0
飛騨圏域	714.0	20.0	694.0	0.0					/
県合計	1,028.2	1,999.7	694.0	1,665.5	0.0	0.0	0.0	0.0	694.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	2,542.4	330.7	2,211.7	0.0					
西濃圏域	514.8	194.6	320.2	0.0					
中濃圏域	940.8	439.3	501.5	0.0					
東濃圏域	83.0	1,015.0	0.0	932.0	932.0				
飛騨圏域	6.4	20.0	0.0	13.6			13.6		
県合計	4,087.4	1,999.7	3,033.3	945.6	932.0	0.0	13.6	0.0	0.0
支援処理不足量					2,087.7				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	402.0	330.7	71.3	0.0					
西濃圏域	109.2	194.6	0.0	85.4	71.3				
中濃圏域	790.4	439.3	351.1	0.0					
東濃圏域	73.6	1,015.0	0.0	941.4			351.1		56.4
飛騨圏域	76.4	20.0	56.4	0.0					
県合計	1,451.6	1,999.7	478.7	1,026.8	71.3	0.0	351.1	0.0	56.4

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)

圏域名	不燃物及び焼却灰要処理量	不燃物処理可能量	広域処理等必要量	支援処理可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	26.6	330.7	0.0	304.1					
西濃圏域	15.8	194.6	0.0	178.8					
中濃圏域	424.4	439.3	0.0	14.9					
東濃圏域	0.0	1,015.0	0.0	1,015.0					14.2
飛騨圏域	34.2	20.0	14.2	0.0					
県合計	501.0	1,999.7	14.2	1,512.9	0.0	0.0	0.0	0.0	14.2

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）

圏域名	不燃物及び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	56.4	330.7	0.0	274.3					
西濃圏域	29.2	194.6	0.0	165.4					
中濃圏域	58.6	439.3	0.0	380.7				336.6	
東濃圏域	1,365.2	1,015.0	350.2	0.0					
飛騨圏域	6.4	20.0	0.0	13.6				13.6	
県合計	1,515.8	1,999.7	350.2	834.1	0.0	0.0	0.0	350.2	0.0

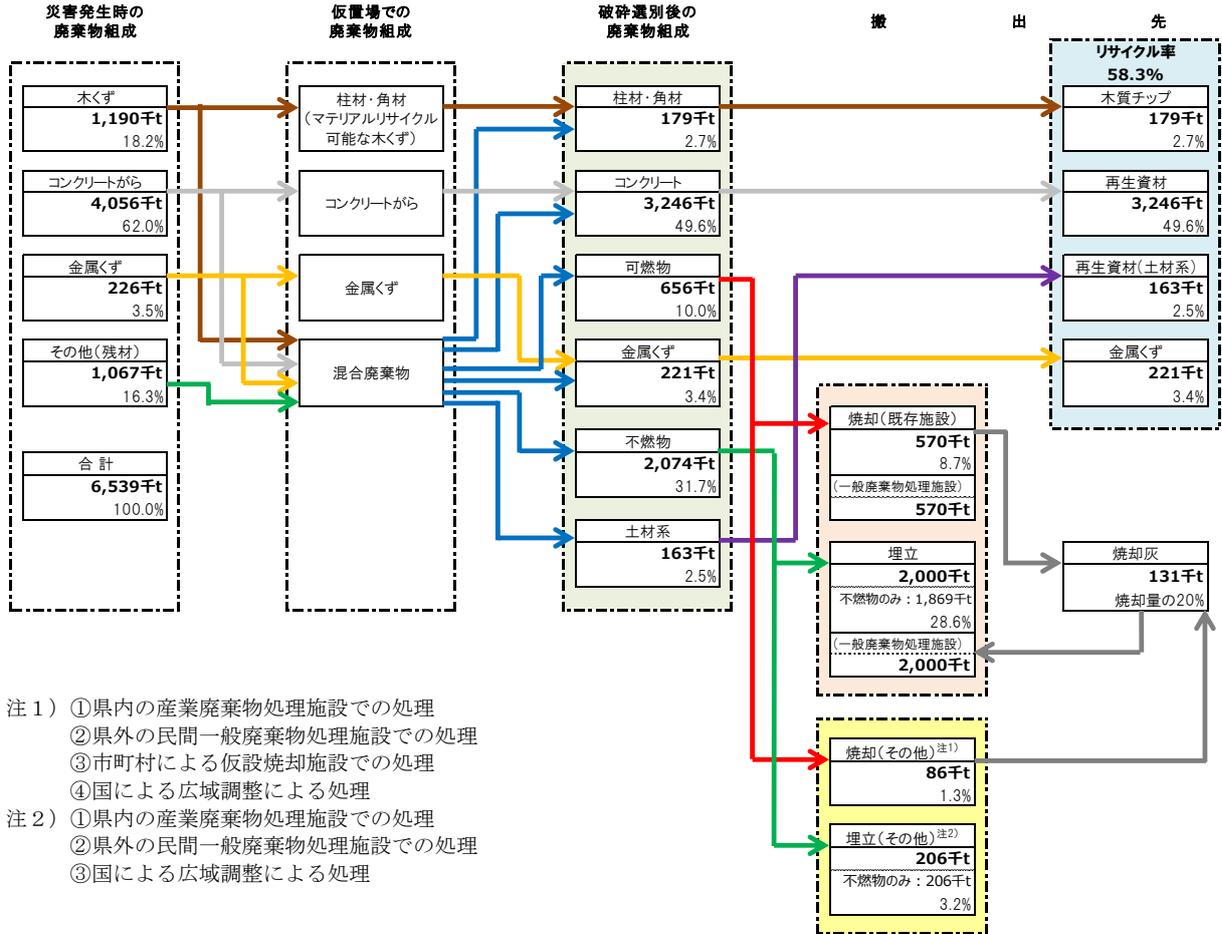
※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

3 災害廃棄物の広域処理等フロー

想定災害ごとに、県内全体の災害廃棄物処理等フローを作成した。災害廃棄物処理等フロー（県全体）を示す。

(1) 南海トラフ地震 (県全体)



- 注1) ①県内の産業廃棄物処理施設での処理
 ②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
 ③市町村による仮設焼却施設での処理
 ④国による広域調整による処理
- 注2) ①県内の産業廃棄物処理施設での処理
 ②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
 ③国による広域調整による処理

可燃物 (2 (1) ①再掲)

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	302.0	170.4	131.6	0.0					
西濃圏域	162.0	167.7	0.0	5.7	5.7				
中濃圏域	78.0	124.7	0.0	46.7	46.7				
東濃圏域	91.0	53.1	37.9	0.0					
飛騨圏域	23.0	54.5	0.0	31.5				31.5	
県合計	656.0	570.4	169.5	83.9	52.4	0.0	0.0	31.5	0.0
支援処理不足量					85.6				

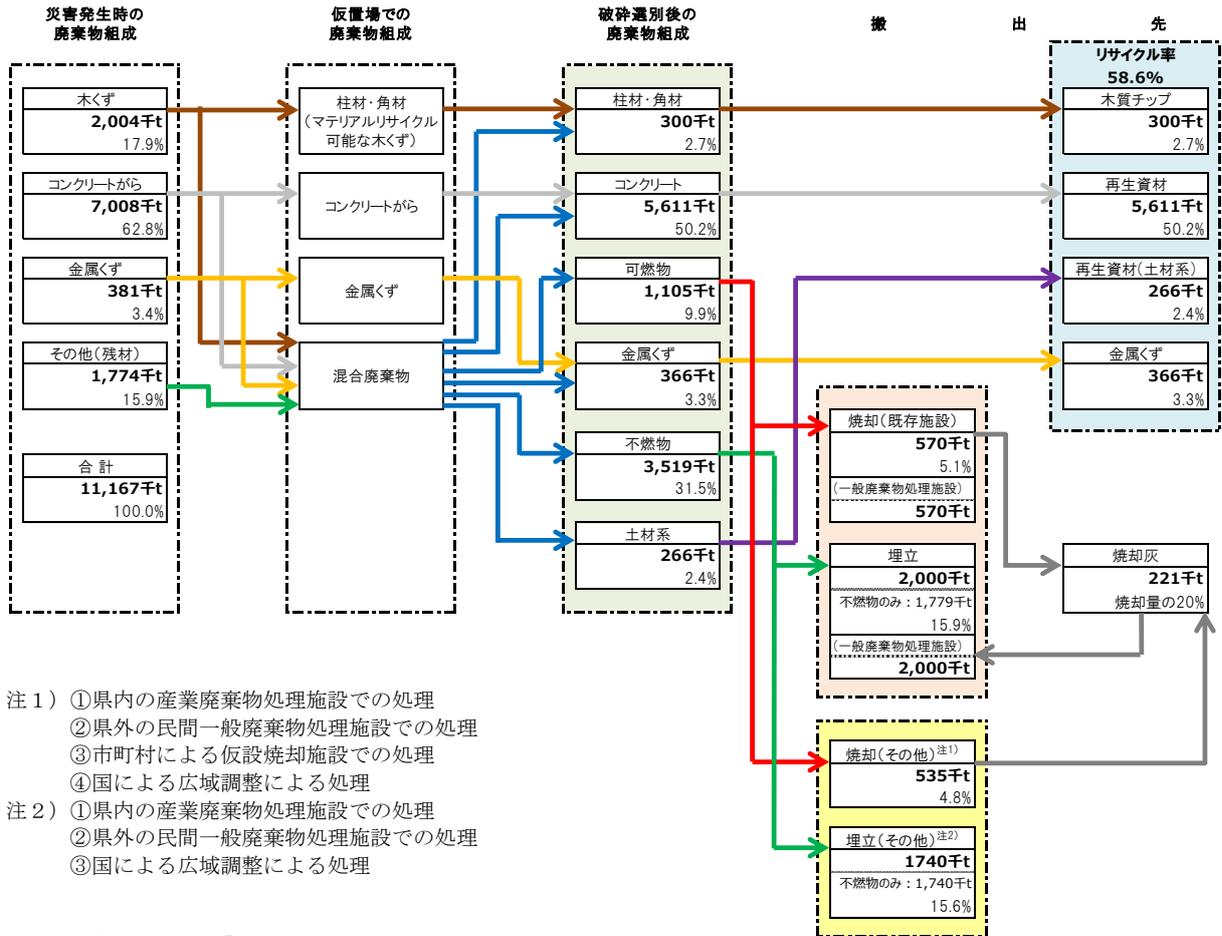
不燃物及び焼却灰 (2 (2) ①再掲)

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	1,025.4	330.7	694.7	0.0					
西濃圏域	536.4	194.6	341.8	0.0					
中濃圏域	259.6	439.3	0.0	179.7		179.7			
東濃圏域	304.2	1,015.0	0.0	710.8	654.6				
飛騨圏域	79.6	20.0	59.6	0.0					56.2
県合計	2,205.2	1,999.7	1,096.1	890.6	654.6	179.7	0.0	0.0	56.2
支援処理不足量					205.5				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位: 千t)

(2) 養老-桑名-四日市断層帯地震 (県全体)



可燃物 (2 (1) ②再掲)

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	446.0	170.4	275.6	0.0					
西濃圏域	610.0	167.7	442.3	0.0					
中濃圏域	35.0	124.7	0.0	89.7		89.7			
東濃圏域	14.0	53.1	0.0	39.1	39.1				
飛騨圏域	0.0	54.5	0.0	54.5	54.5				
県合計	1,105.0	570.4	717.9	183.3	93.6	89.7	0.0	0.0	0.0
支援処理不足量					534.6				

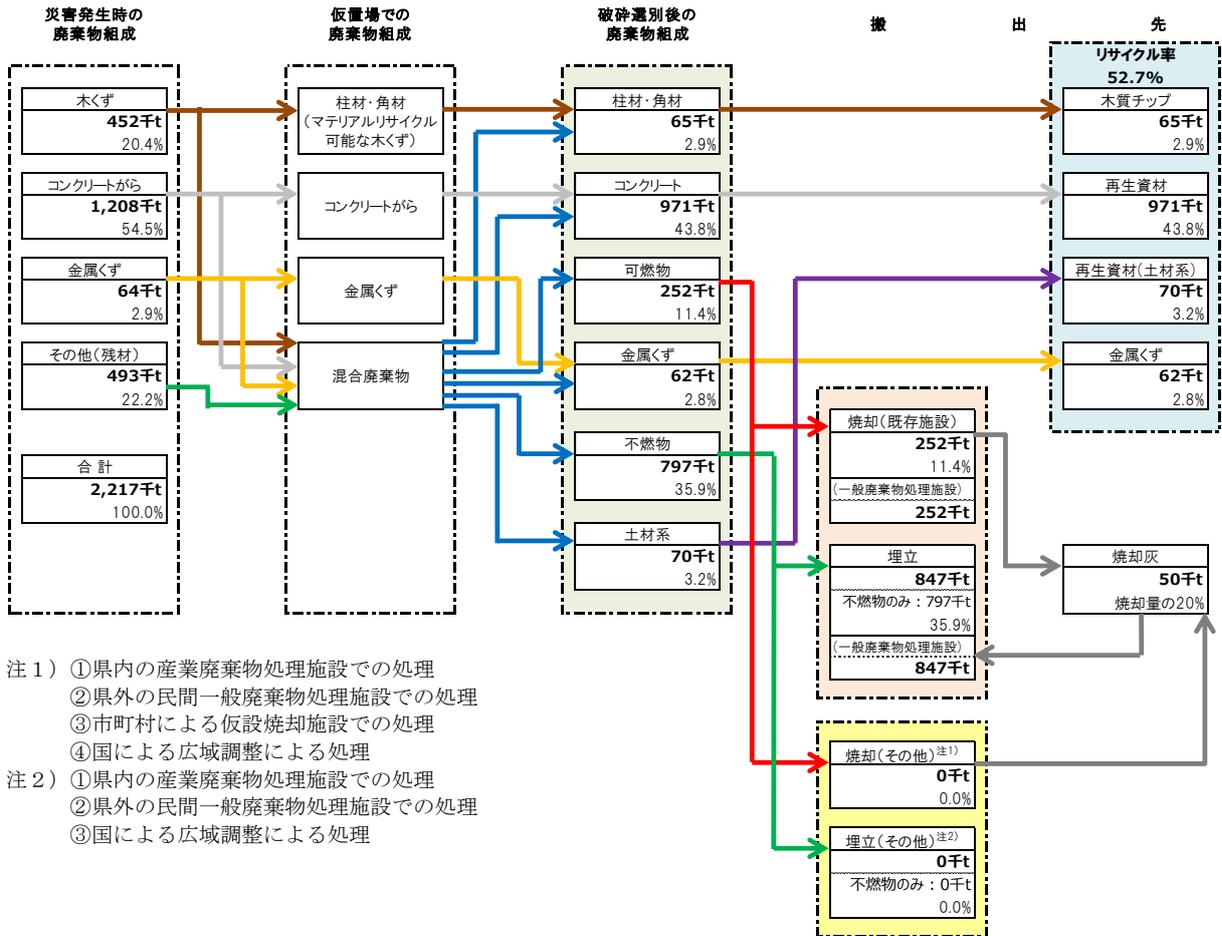
不燃物及び焼却灰 (2 (2) ②再掲)

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	1,516.2	330.7	1,185.5	0.0					
西濃圏域	2,063.0	194.6	1,868.4	0.0					
中濃圏域	116.0	439.3	0.0	323.3		323.3			
東濃圏域	43.8	1,015.0	0.0	971.2	971.2				
飛騨圏域	1.0	20.0	0.0	19.0	19.0				
県合計	3,740.0	1,999.7	3,053.9	1,313.6	990.2	323.3	0.0	0.0	0.0
支援処理不足量					1,740.3				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位: 千t)

(3) 阿寺断層系地震（南端から北西へ）（県全体）



可燃物（2（1）③再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	14.0	170.4	0.0	156.4					
西濃圏域	10.0	167.7	0.0	157.7					
中濃圏域	38.0	124.7	0.0	86.7					82.4
東濃圏域	27.0	53.1	0.0	26.1					26.1
飛騨圏域	163.0	54.5	108.5	0.0					
県合計	252.0	570.4	108.5	426.9	0.0	0.0	0.0	0.0	108.5

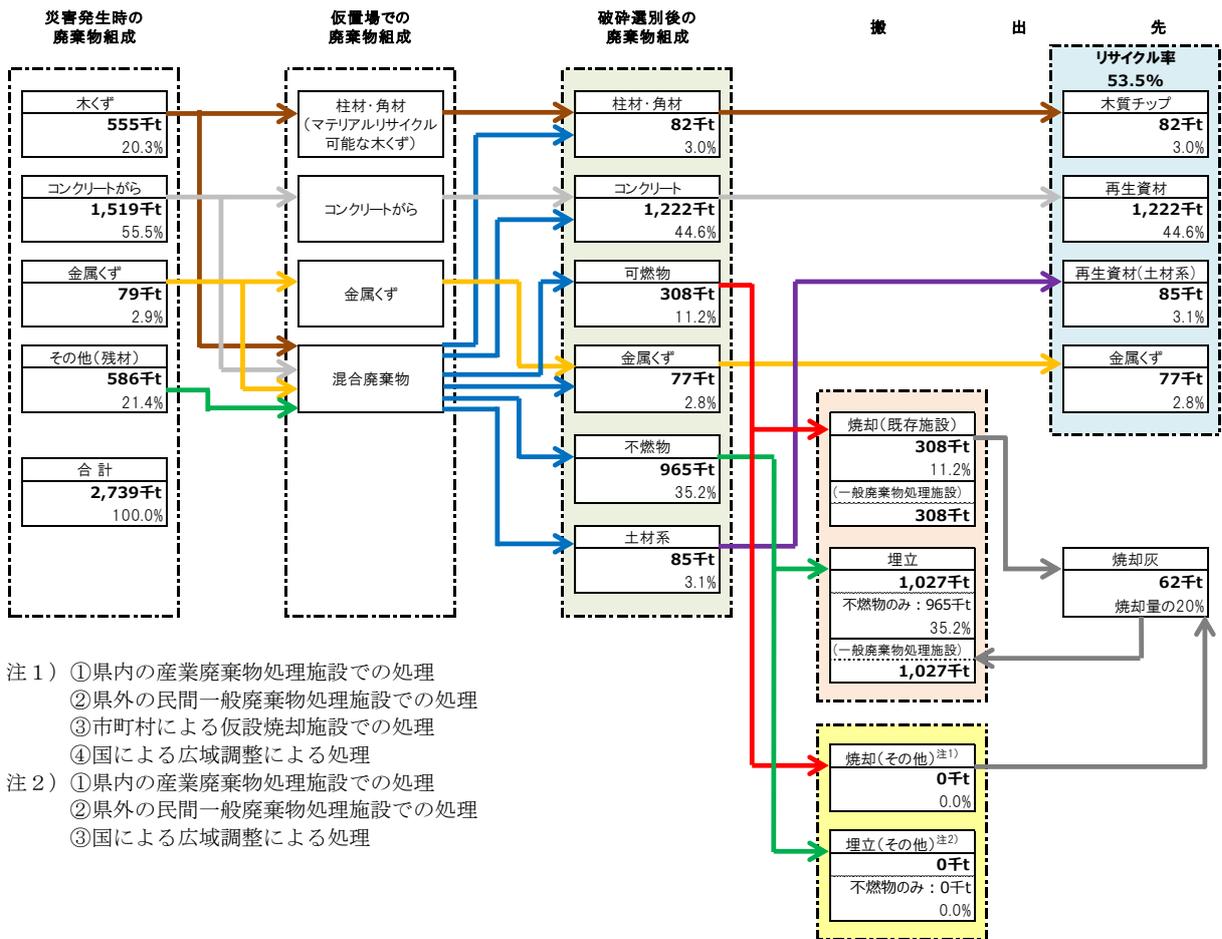
不燃物及び焼却灰（2（2）③再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	48.8	330.7	0.0	281.9					
西濃圏域	28.0	194.6	0.0	166.6					
中濃圏域	131.6	439.3	0.0	307.7					
東濃圏域	90.4	1,015.0	0.0	924.6					528.6
飛騨圏域	548.6	20.0	528.6	0.0					
県合計	847.4	1,999.7	528.6	1,680.9	0.0	0.0	0.0	0.0	528.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(4) 阿寺断層系地震（北端から南東へ）（県全体）



可燃物（2（1）④再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	20.0	170.4	0.0	150.4				38.6	
西濃圏域	14.0	167.7	0.0	153.7				39.3	
中濃圏域	39.0	124.7	0.0	85.7					49.5
東濃圏域	131.0	53.1	77.9	0.0					
飛騨圏域	104.0	54.5	49.5	0.0					
県合計	308.0	570.4	127.4	389.8	0.0	0.0	0.0	77.9	49.5

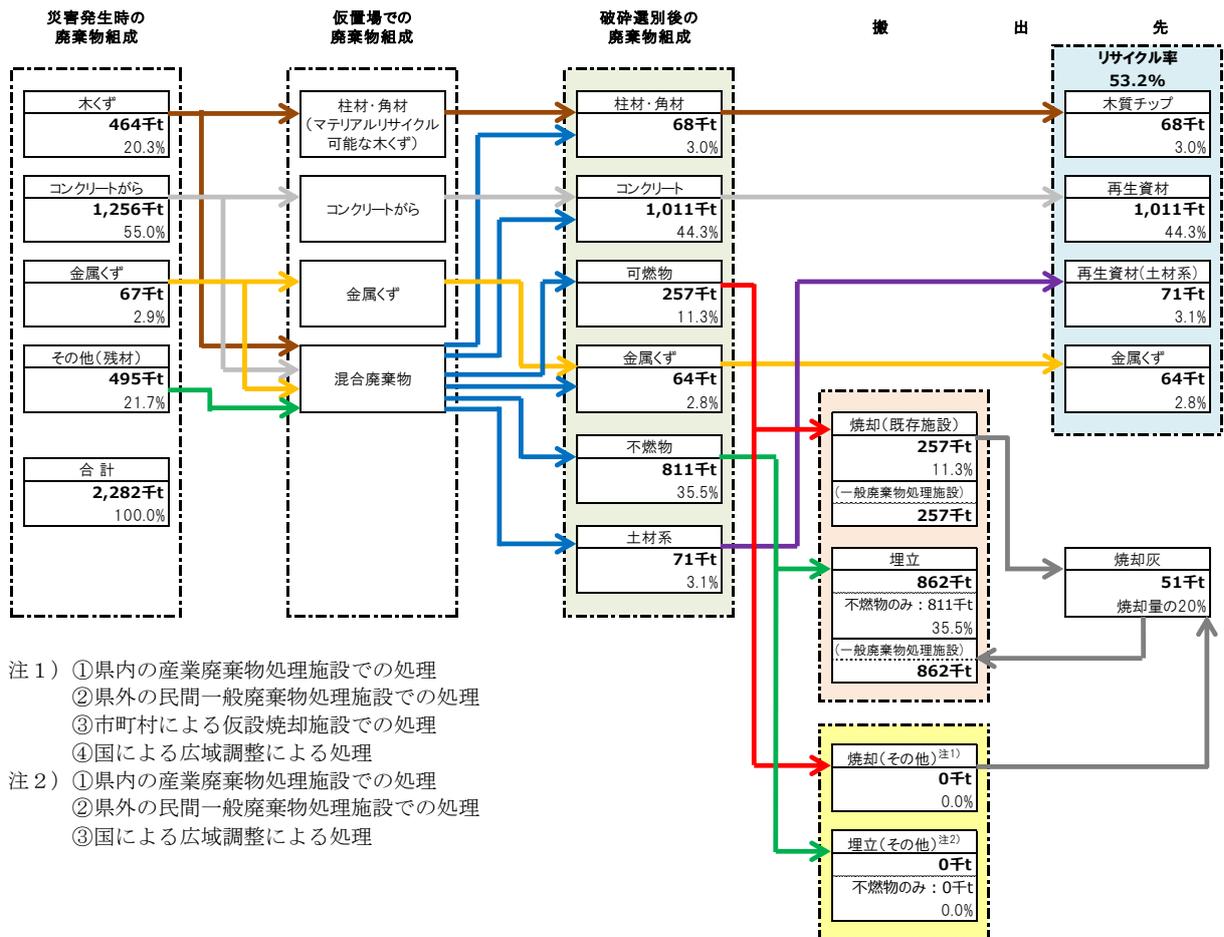
不燃物及び焼却灰（2（2）④再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	66.0	330.7	0.0	264.7					
西濃圏域	50.8	194.6	0.0	143.8					
中濃圏域	127.8	439.3	0.0	311.5					
東濃圏域	434.2	1,015.0	0.0	580.8					327.8
飛騨圏域	347.8	20.0	327.8	0.0					
県合計	1,026.6	1,999.7	327.8	1,300.9	0.0	0.0	0.0	0.0	327.8

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(5) 高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）（県全体）



可燃物（2（1）⑤再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	19.0	170.4	0.0	151.4					
西濃圏域	15.0	167.7	0.0	152.7					
中濃圏域	64.0	124.7	0.0	60.7					51.4
東濃圏域	2.0	53.1	0.0	51.1					51.1
飛騨圏域	157.0	54.5	102.5	0.0					
県合計	257.0	570.4	102.5	415.9	0.0	0.0	0.0	0.0	102.5

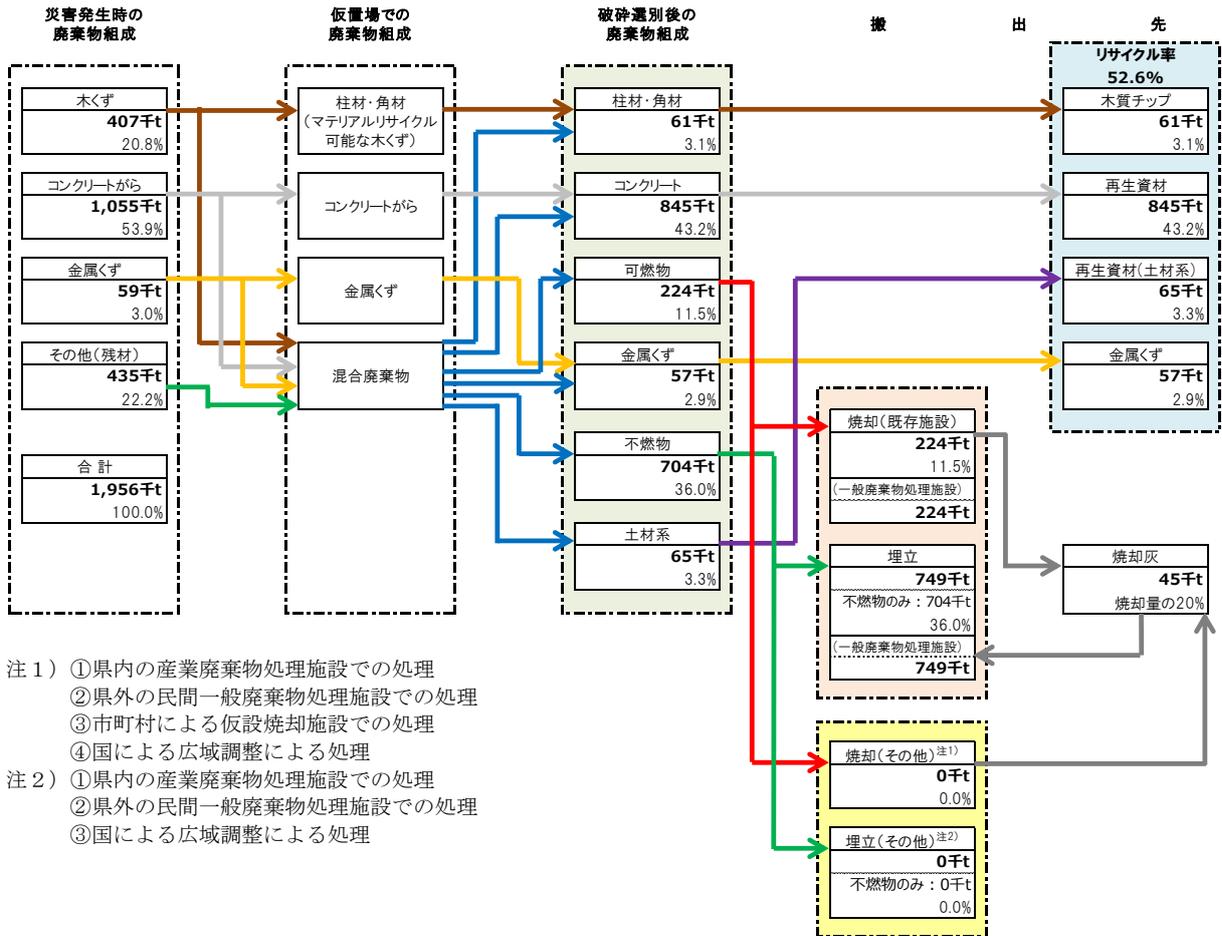
不燃物及び焼却灰（2（2）⑤再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	61.8	330.7	0.0	268.9					
西濃圏域	53.0	194.6	0.0	141.6					
中濃圏域	213.8	439.3	0.0	225.5					
東濃圏域	6.4	1,015.0	0.0	1,008.6					507.4
飛騨圏域	527.4	20.0	507.4	0.0					
県合計	862.4	1,999.7	507.4	1,644.7	0.0	0.0	0.0	0.0	507.4

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(6) 高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）（県全体）



可燃物（2（1）⑥再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	0.0	170.4	0.0	170.4					
西濃圏域	0.0	167.7	0.0	167.7					
中濃圏域	11.0	124.7	0.0	113.7					105.4
東濃圏域	0.0	53.1	0.0	53.1					53.1
飛騨圏域	213.0	54.5	158.5	0.0					
県合計	224.0	570.4	158.5	504.9	0.0	0.0	0.0	0.0	158.5

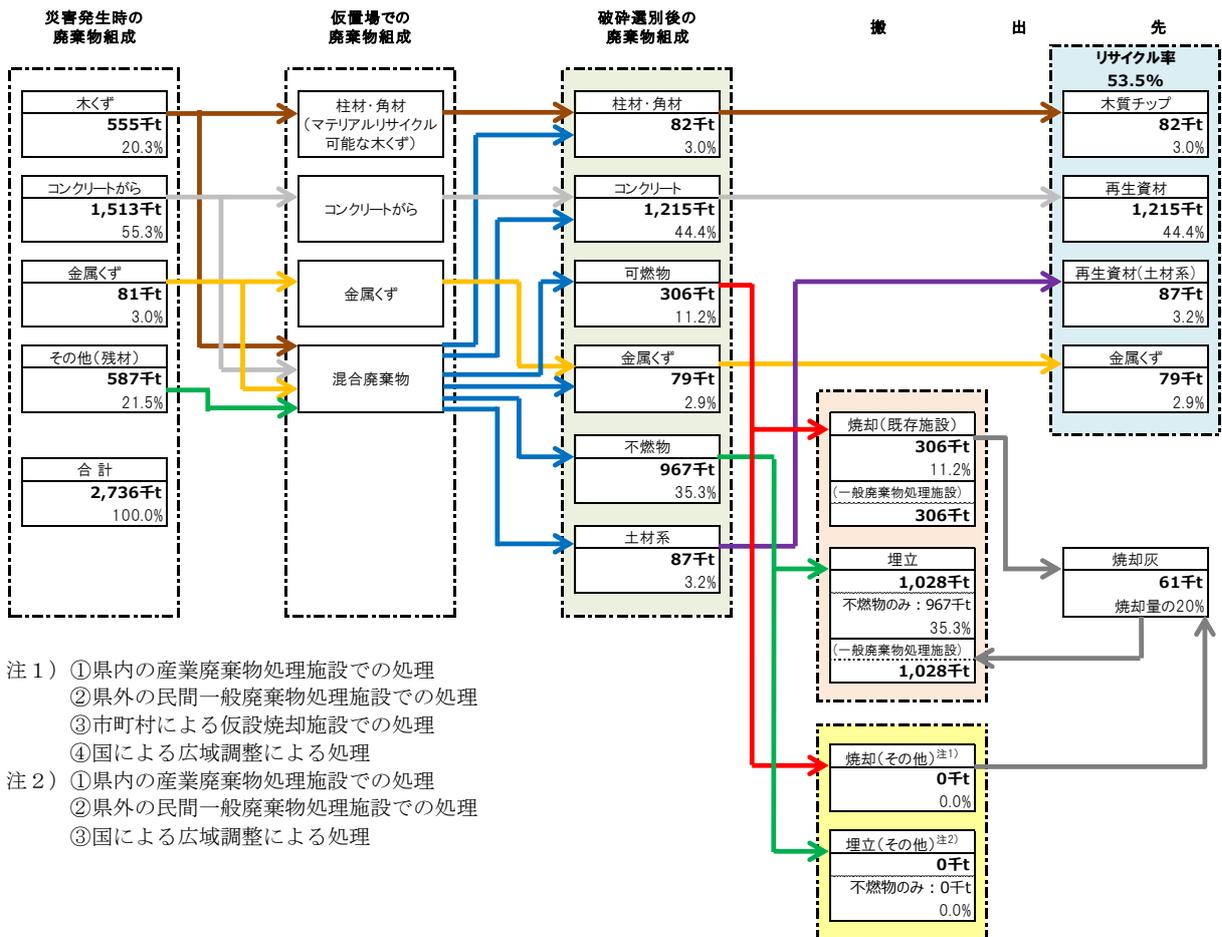
不燃物及び焼却灰（2（2）⑥再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	0.0	330.7	0.0	330.7					
西濃圏域	0.0	194.6	0.0	194.6					
中濃圏域	36.2	439.3	0.0	403.1					
東濃圏域	0.0	1,015.0	0.0	1,015.0					692.6
飛騨圏域	712.6	20.0	692.6	0.0					
県合計	748.8	1,999.7	692.6	1,943.5	0.0	0.0	0.0	0.0	692.6

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

(7) 跡津川断層帯地震 (県全体)



可燃物 (2 (1) ⑦再掲)

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	38.0	170.4	0.0	132.4					13.7
西濃圏域	22.0	167.7	0.0	145.7					
中濃圏域	28.0	124.7	0.0	96.7					96.7
東濃圏域	3.0	53.1	0.0	50.1					50.1
飛騨圏域	215.0	54.5	160.5	0.0					
県合計	306.0	570.4	160.5	424.9	0.0	0.0	0.0	0.0	160.5

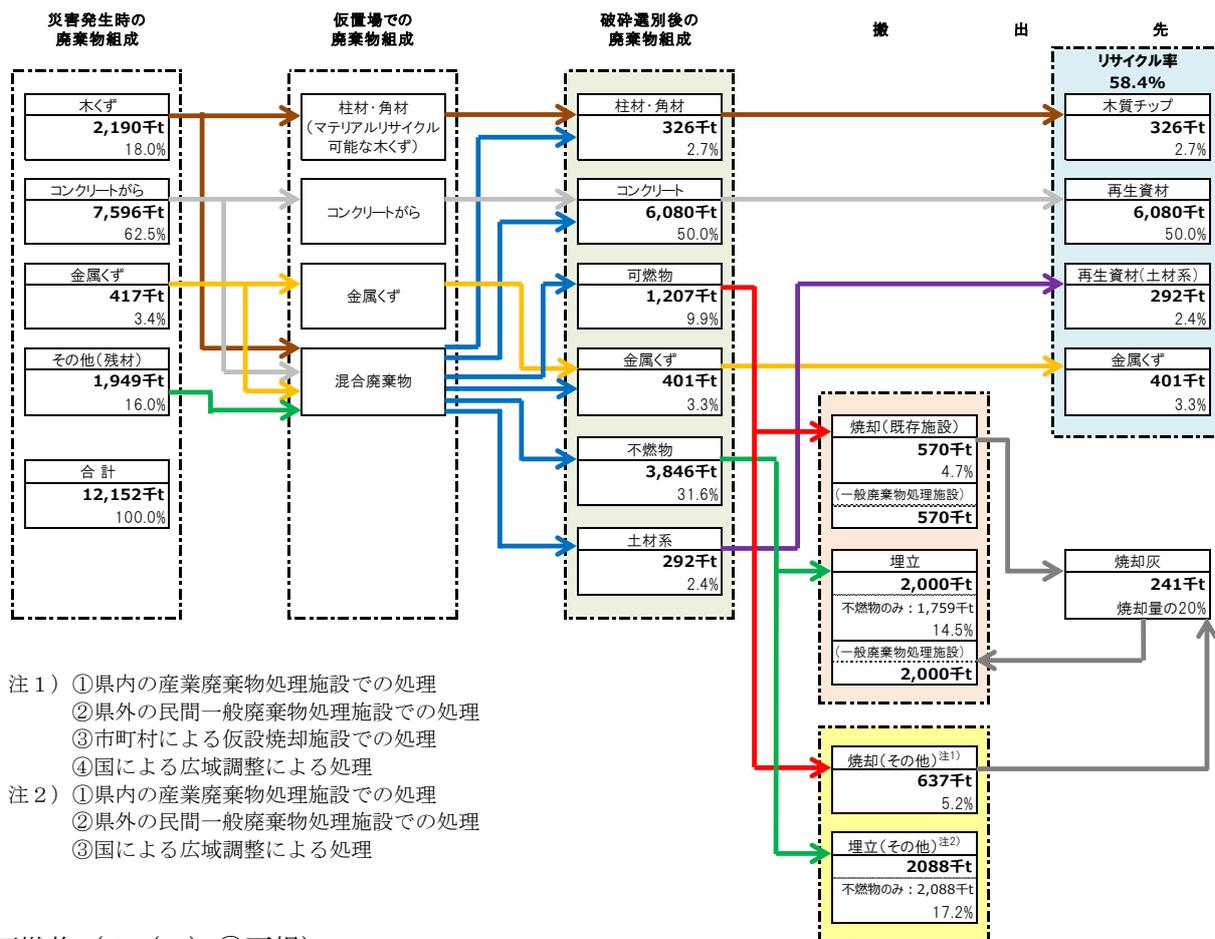
不燃物及び焼却灰 (2 (2) ⑦再掲)

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	131.6	330.7	0.0	199.1					
西濃圏域	76.4	194.6	0.0	118.2					
中濃圏域	96.6	439.3	0.0	342.7					
東濃圏域	9.6	1,015.0	0.0	1,005.4					694.0
飛騨圏域	714.0	20.0	694.0	0.0					
県合計	1,028.2	1,999.7	694.0	1,665.5	0.0	0.0	0.0	0.0	694.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(8) 揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)(県全体)



可燃物(2(1)⑧再掲)

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	747.0	170.4	576.6	0.0					
西濃圏域	154.0	167.7	0.0	13.7	13.7				
中濃圏域	279.0	124.7	154.3	0.0					
東濃圏域	25.0	53.1	0.0	28.1	28.1				
飛騨圏域	2.0	54.5	0.0	52.5			52.5		
県合計	1,207.0	570.4	730.9	94.3	41.8	0.0	52.5	0.0	0.0
支援処理不足量					636.6				

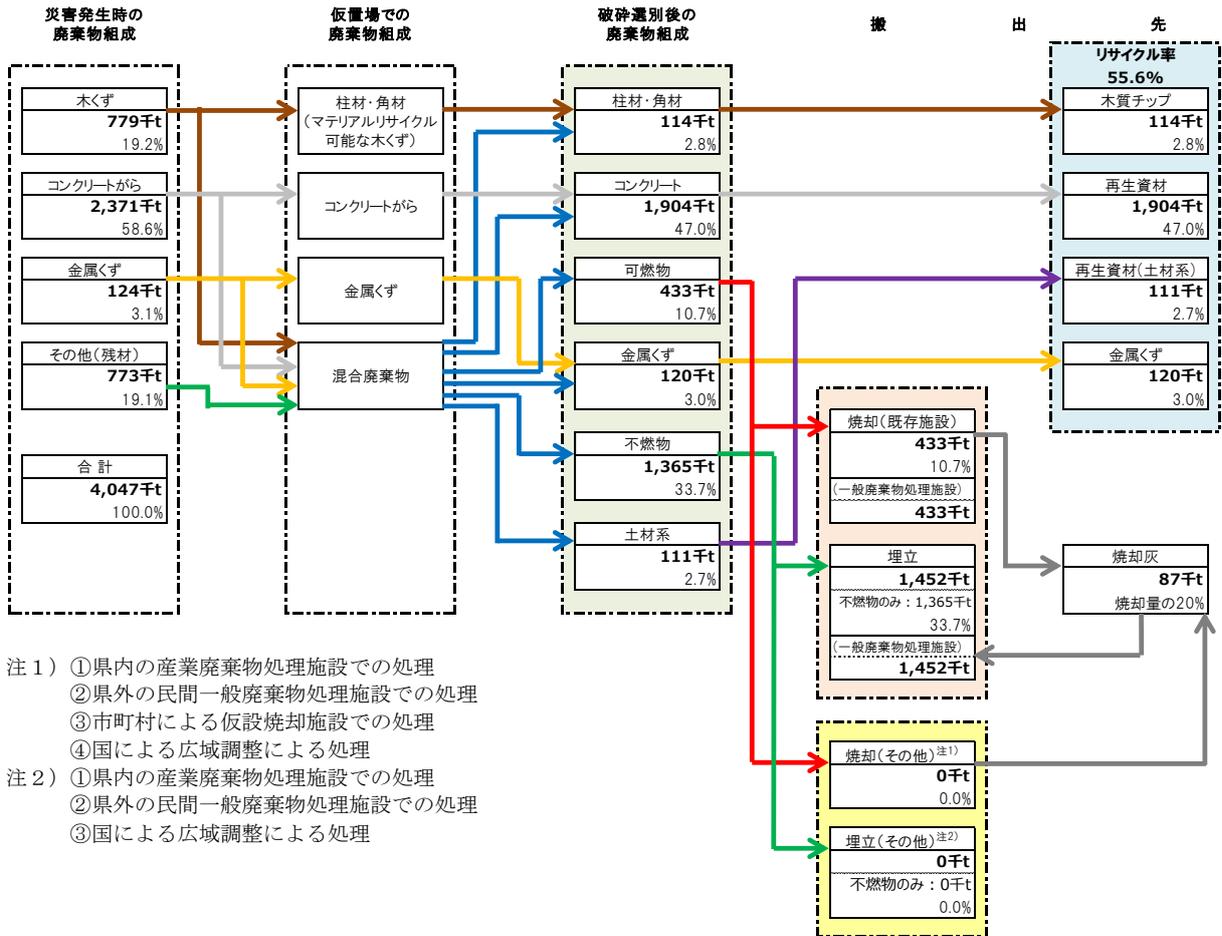
不燃物及び焼却灰(2(2)⑧再掲)

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	2,542.4	330.7	2,211.7	0.0					
西濃圏域	514.8	194.6	320.2	0.0					
中濃圏域	940.8	439.3	501.5	0.0					
東濃圏域	83.0	1,015.0	0.0	932.0	932.0				
飛騨圏域	6.4	20.0	0.0	13.6			13.6		
県合計	4,087.4	1,999.7	3,033.3	945.6	932.0	0.0	13.6	0.0	0.0
支援処理不足量					2,087.7				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位:千t)

(9) 長良川上流断層帯地震（北端から南へ）（県全体）



可燃物（2（1）⑨再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	120.0	170.4	0.0	50.4			50.4		
西濃圏域	31.0	167.7	0.0	136.7					
中濃圏域	237.0	124.7	112.3	0.0					
東濃圏域	23.0	53.1	0.0	30.1			30.1		
飛騨圏域	22.0	54.5	0.0	32.5			31.8		
県合計	433.0	570.4	112.3	249.7	0.0	0.0	112.3	0.0	0.0

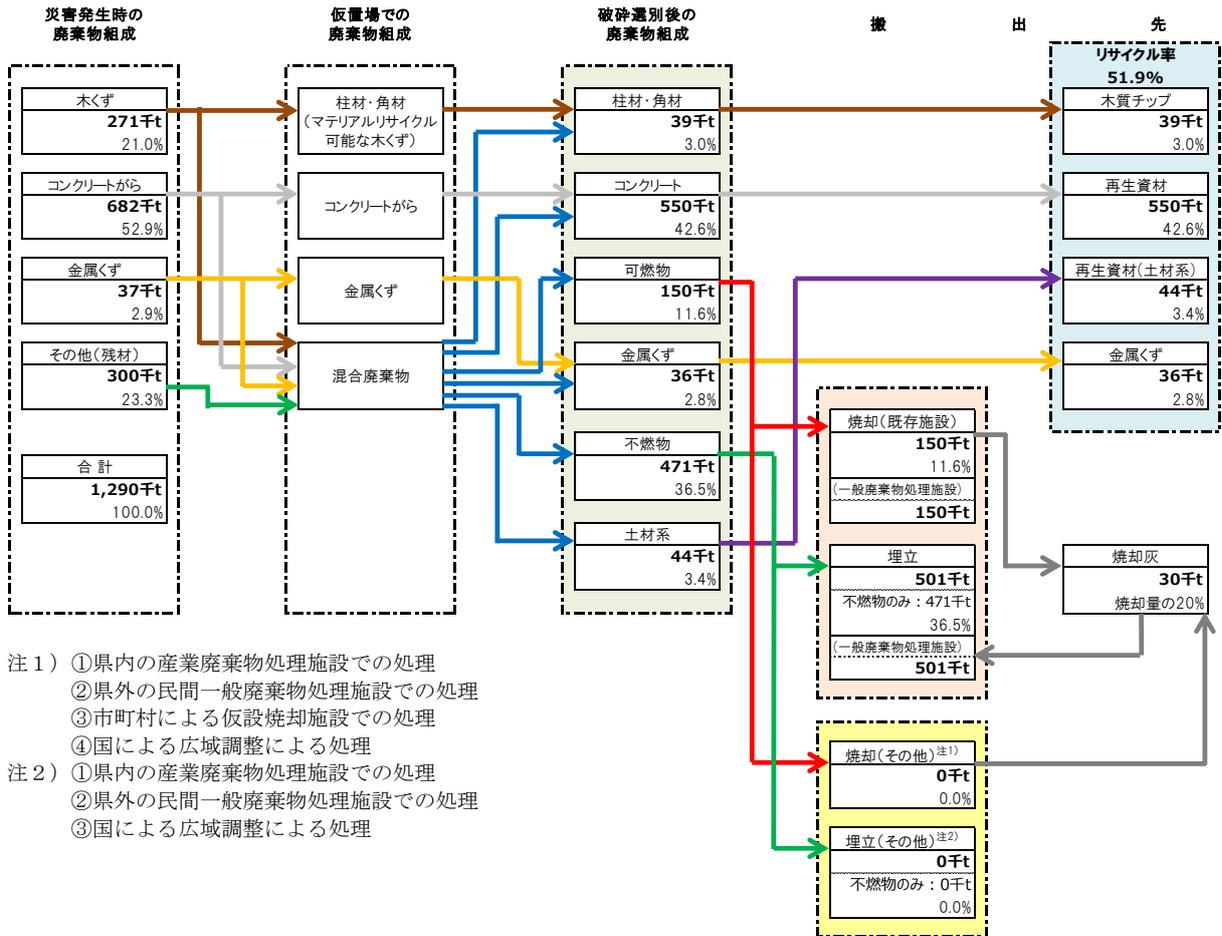
不燃物及び焼却灰（2（2）⑨再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	402.0	330.7	71.3	0.0					
西濃圏域	109.2	194.6	0.0	85.4	71.3				
中濃圏域	790.4	439.3	351.1	0.0					
東濃圏域	73.6	1,015.0	0.0	941.4			351.1		56.4
飛騨圏域	76.4	20.0	56.4	0.0					
県合計	1,451.6	1,999.7	478.7	1,026.8	71.3	0.0	351.1	0.0	56.4

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(10) 長良川上流断層帯地震（南端から北へ）（県全体）



可燃物（2（1）⑩再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	8.0	170.4	0.0	162.4			2.3		
西濃圏域	4.0	167.7	0.0	163.7					
中濃圏域	127.0	124.7	2.3	0.0					
東濃圏域	0.0	53.1	0.0	53.1					
飛騨圏域	11.0	54.5	0.0	43.5					
県合計	150.0	570.4	2.3	422.7	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0

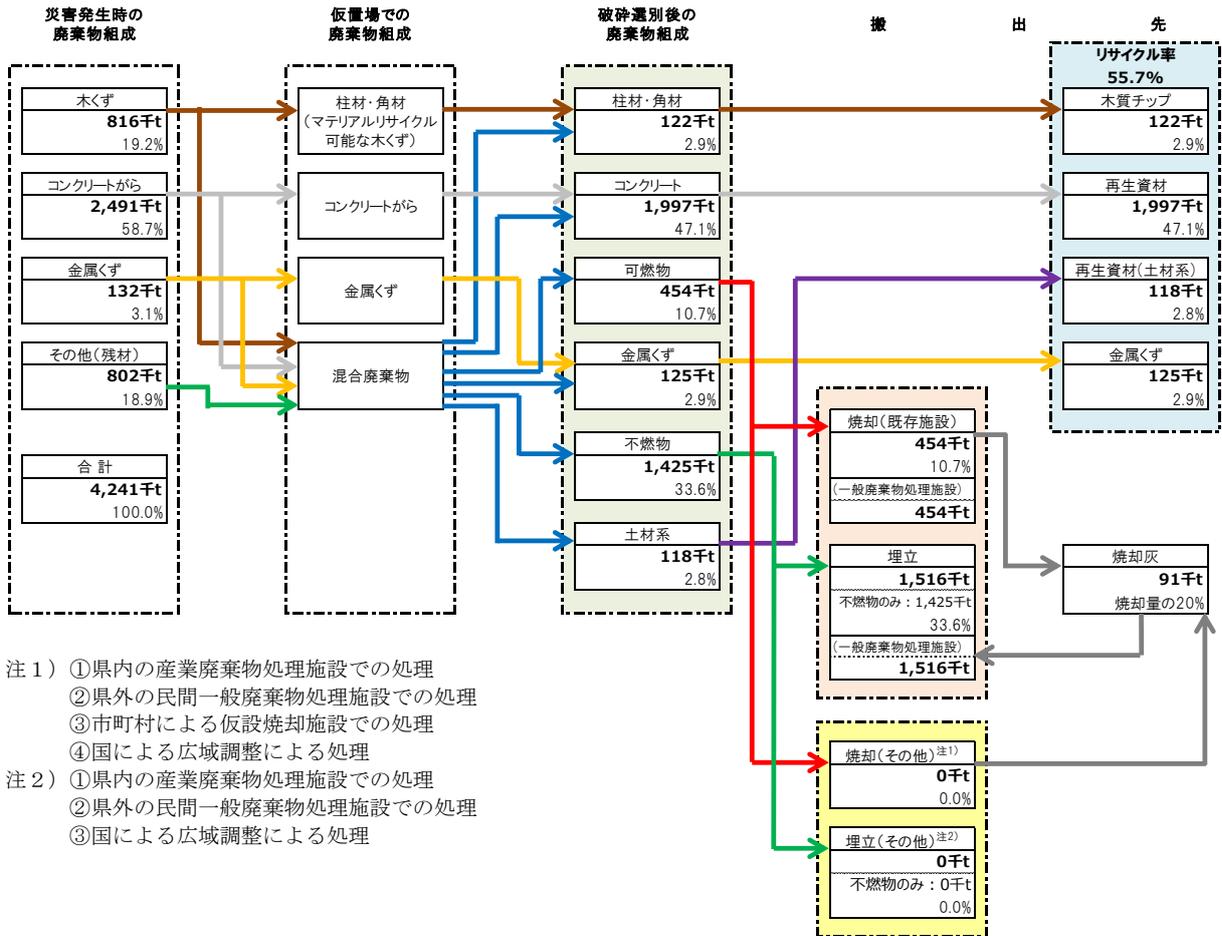
不燃物及び焼却灰（2（2）⑩再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	26.6	330.7	0.0	304.1					
西濃圏域	15.8	194.6	0.0	178.8					
中濃圏域	424.4	439.3	0.0	14.9					
東濃圏域	0.0	1,015.0	0.0	1,015.0					
飛騨圏域	34.2	20.0	14.2	0.0					14.2
県合計	501.0	1,999.7	14.2	1,512.9	0.0	0.0	0.0	0.0	14.2

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(単位：千t)

(11) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）（県全体）



- 注1) ①県内の産業廃棄物処理施設での処理
 ②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
 ③市町村による仮設焼却施設での処理
 ④国による広域調整による処理
- 注2) ①県内の産業廃棄物処理施設での処理
 ②県外の民間一般廃棄物処理施設での処理
 ③国による広域調整による処理

可燃物（2（1）⑪再掲）

圏域名	可燃物 要処理量	可燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	可燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	17.0	170.4	0.0	153.4				153.4	
西濃圏域	11.0	167.7	0.0	156.7				40.3	
中濃圏域	18.0	124.7	0.0	106.7				106.7	
東濃圏域	406.0	53.1	352.9	0.0					
飛騨圏域	2.0	54.5	0.0	52.5				52.5	
県合計	454.0	570.4	352.9	469.3	0.0	0.0	0.0	352.9	0.0

不燃物及び焼却灰（2（2）⑪再掲）

圏域名	不燃物及 び焼却灰 要処理量	不燃物 処理可能量	広域処理 等必要量	支援処理 可能量	不燃物処理割り振り量				
					岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
岐阜圏域	56.4	330.7	0.0	274.3					
西濃圏域	29.2	194.6	0.0	165.4					
中濃圏域	58.6	439.3	0.0	380.7				336.6	
東濃圏域	1,365.2	1,015.0	350.2	0.0					
飛騨圏域	6.4	20.0	0.0	13.6				13.6	
県合計	1,515.8	1,999.7	350.2	834.1	0.0	0.0	0.0	350.2	0.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（単位：千t）

1-8 災害廃棄物処理の課題

- ・ 災害廃棄物の推計から、「被害想定調査結果」で示された11の地震において、3年以内に災害廃棄物を処理することができない市町村が広範囲に存在するとともに、圏域内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理することができない圏域が存在する。
- ・ 3年以内に災害廃棄物を処理することができない圏域については、他圏域の一般廃棄物処理施設における広域処理により災害廃棄物の処理を行う必要があるが、南海トラフ地震では岐阜圏域、西濃圏域、東濃圏域及び飛騨圏域において、養老-桑名-四日市断層帯地震では、岐阜圏域及び西濃圏域において、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)では、岐阜圏域、西濃圏域及び中濃圏域において、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても3年以内に災害廃棄物を処理することができない。
- ・ そのため、県内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理ができない災害廃棄物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、及び仮設処理施設での処理により災害廃棄物の処理を行う必要がある。

1-9 今後の県の取組

- ・ 大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理を円滑に行うために、県は以下の取り組みを行う。
 - ① 県内の広域処理体制を強化するため、県、市町村担当者を対象とした演習、研修を行い、体制の強化に努める。
 - ② 市町村に対し、災害廃棄物の処理体制をさらに確保するよう下記の要請をする。
 - ・ 災害廃棄物の迅速な処理を行うための必要な仮置場及び最終処分場の確保
 - ・ 既存の一般廃棄物処理施設の耐震化、補修資材・燃料の確保
 - ③ 災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図る。

第2章 発災後対応（応急対策期）

岐阜県地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合には、第1章に示された組織体制・指揮命令系統を確立する等の事前に検討した震災対応業務を可能な限り早期に実施するものとする。

2-1 災害廃棄物の処理主体

- ・ 災害廃棄物の処理主体は災害廃棄物が発生した被災市町村であることから、被災市町村は、災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえて、災害廃棄物処理指針及び市町村災害廃棄物処理計画を基本として、災害廃棄物の処理指針を含む市町村災害廃棄物処理実行計画を策定することとなる。
- ・ 県は、被災市町村の上記の計画策定において、被災市町村が災害廃棄物を発災後3年以内に処理できないことが明らかとなった場合又は一般廃棄物処理施設が災害により使用不能になり復旧に相当な時間を要する場合等には、被災市町村の要請に基づいて、県市町村間協定書による災害廃棄物処理の広域応援体制を構築する。
- ・ 国が災害廃棄物処理指針を策定した場合には、県は、県災害廃棄物処理実行計画を策定し、市町村はこれらを踏まえた市町村災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- ・ 災害により被災市町村の行政機能が喪失して被災市町村自らが災害廃棄物の処理をすることができない場合、県は、被災市町村からの事務委託を受けて、災害廃棄物処理を行う。

2-2 組織体制・指揮命令系統

- ・ 県内で震度5強以上の地震が発生したときは、廃棄物対策課職員及び県事務所職員は、勤務時間外の場合は直ちに職場に参集し、勤務時間中はその場で岐阜県地域防災計画に基づく廃棄物対策班及び支部をそれぞれ組織する。
- ・ 環境生活部長及び次長は、岐阜県地域防災計画に基づいて設置される環境生活部内の災害対策を総括し、指揮する。
- ・ 廃棄物対策班のリーダーは、当面の対応において24時間の勤務体制及び他所属から補充人員の必要性を判断する。必要と判断した場合は、環境生活部長から部内各課へ応援職員の動員を依頼する。なお、24時間の勤務体制とするときは、休憩室の確保と休憩すべき者に適宜休憩を指示する。
- ・ 県が被災市町村からの事務委託により災害廃棄物処理を実施する場合は、環境生活部長から総務部長に対し、下記(2)の表に基づく職員の補充を依頼する。

廃棄物対策班の構成・事務分掌（再掲 11P）

(1) 初動期・市町村が災害廃棄物処理を行う場合

①構成

リーダー	係	廃棄物対策課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。 課長を統括リーダーとする。	総括係	4名	—
	広域調整班	6名	—
	情報収集班	6名	—

- ・ 要員の追加が必要な場合は、環境生活部長の指示により、部内各課から応援職員を動員する。

②業務内容

係名	業務内容
総括係	・ 災害対策本部との連絡調整
広域調整係	・ 広域応援の実施に関する連絡調整（市町村、他都道府県、国、事業者団体） ・ 災害廃棄物処理全般の進行管理（国が災害廃棄物処理指針を策定した場合は県災害廃棄物処理実行計画の作成） ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援
情報収集係	・ 被災市町村（一部事務組合を含む）、県事務所等からの情報収集 ・ 災害査定対応 ・ 国庫補助関係事務

(2) 県が災害廃棄物処理を実施する場合

- ・ 県が被災市町村からの事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合には、チームの構成及び業務内容を次のとおりとする。

①構成

リーダー	係	廃棄物対策課	部内各課	他の所属
廃棄物対策課管理職員を充てる。課長を統括リーダーとする。	統括係	2名		
	計画係	3名		
	施設係※1	2名	6名	2名※2
	管理係	2名	4名	
	処理困難物等処理係	3名	6名	

※1 仮設焼却施設を1基建設・運用する場合の人員とし、複数基設置する場合は、同規模の複数班体制とする。

※2 岐阜県災害対策マニュアル（危機管理部作成）に基づき、県災害対策本部職員派遣チームに、施設の設計等に必要な技術職員の派遣を要請する。

②業務内容

班名	業務内容
統括係	・災害対策本部との連絡調整
計画係	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理実行計画の進捗管理
施設係	・二次仮置場の整備・管理 ・仮設焼却施設の整備・管理
管理係	・国庫補助金の申請 ・災害査定対応
処理困難物等処理係	・有害廃棄物・危険物、適正処理困難物の処理 ・各リサイクル法によりリサイクルルートが確立された廃棄物の処理 ・廃自動車等の所有者調査、処理 ・廃家電類の処理

2-3 情報収集・連絡

1 発災直後

- ・ 支部職員は、被災市町村及び一般廃棄物処理施設を管理する一部事務組合の廃棄物担当部局との通信・連絡が可能かどうかを確認し、通信・連絡状況を廃棄物対策班に報告する。
- ・ 廃棄物対策班職員は、支部環境課、国の廃棄物担当部局並びに事業者団体との通信・連絡が可能かどうかを確認する。
- ・ 発災後12時間経過しても、県防災行政無線（地上系・衛星系）又はNTT回線のいずれによっても連絡を取ることができない一部事務組合があるときは、災害対策本部と調整し、被災市町村がある支部環境課職員を派遣して連絡体制を確保する。
- ・ 廃棄物対策班リーダーは、発災後参集しない廃棄物対策課職員がある場合、計画した廃棄物対策班の人員が確保できるか防災部局で実施する安否確認情報により職員の参集見込みを確認し、確保できない見込みがあるときは環境生活部長に部内所属から補充すべき人員数を申し伝える。

2 発災後3日目まで

- ・ 廃棄物対策班は、被災市町村及び一部事務組合からの情報を定時に取りまとめるため、被災市町村を所管する支部環境課を通じて、環境生活部災害対応マニュアルに基づき市町村及び一部事務組合の廃棄物担当部局に報告すべき事項、集計時点、報告時点を明らかにして定時報告を依頼する。

情報収集すべき項目（再掲 13P）

区 分	情報収集項目	目 的
避難所ごみ・し尿の収集・ 処理状況	・ 収集運搬状況 ・ 処理状況 ・ 必要な支援内容	広域応援の実施
廃棄物処理施設 の被害状況	・ 施設の被害状況 ・ 復旧見通し ・ 必要な支援内容	処理体制の構築
仮置場整備状況	・ 仮置場の設置場所と規模 ・ 必要資材の調達状況	
廃棄物発生状況	・ 災害廃棄物発生量の推計値	
腐敗性廃棄物、有害廃棄 物・危険物の発生状況	・ 腐敗性廃棄物の種類・量、発生状況 ・ 有害廃棄物の種類・量、発生状況 ・ 危険物の種類・量、発生状況	生活環境の保全

- ・ 上記以外に市町村から他市町村の状況等について情報提供の求めがあった場合、県は情報収集し提供する。

2-4 協力・支援体制

- ・ 廃棄物対策班は、災害廃棄物処理に関し、国、支援地方公共団体、事業者団体、災害廃棄物処理支援団体へ取りまとめた情報を提供するとともに、支援要請を行う。
- ・ 廃棄物対策班は、被災家屋の片づけなどのボランティアについて、県に問い合わせがあった場合は、岐阜県地域防災計画に基づき、災害対策本部の避難所支援チームを紹介する。
- ・ 廃棄物対策班は、ボランティアが災害廃棄物の撤去作業に携わる場合に注意すべき事項について、注意事項をまとめた文書を被災地のボランティアセンターが配布できるよう用意する。

1 自衛隊・警察・消防との連携事項

- ・ 廃棄物対策班は、災害対策本部の受援チームを通じて災害廃棄物の撤去に関する必要な情報を情報提供する。

（自衛隊・警察・消防への情報提供項目）

- ・ 被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報（仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路）
- ・ 廃PCB等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法
- ・ 思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法

2 国、応援地方公共団体との連携事項

県は、以下の事項について、情報を収集又は提供し、国・応援地方公共団体との連携に努める。

- ・ 災害廃棄物の発生状況の情報提供
- ・ 被災市町村の災害廃棄物処理の支援要請事項の情報提供
- ・ 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体の支援状況の情報提供
- ・ 県内の応援市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築
- ・ 県外地方公共団体からの災害廃棄物処理に係る支援申し入れの取りまとめ（※）
※ 他都道府県との協定に基づく支援の要請については、計画で想定する災害においては他県においても甚大な被害が生じていることから、国による災害廃棄物処理支援の調整の状況について留意する。
- ・ 災害廃棄物等の処理に係る国から発出される災害廃棄物処理指針の周知
- ・ 国に対する災害廃棄物処理の支援（財政、人員派遣、廃棄物処理の特例措置）の要請

3 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項

（1）情報提供

県は、以下の事項について、求めに応じて、情報を提供し、各団体との連携に努める。

- ・ 災害廃棄物の発生状況
- ・ 被災市町村の災害廃棄物処理の支援要請事項
- ・ 被災市町村のごみ、し尿の収集運搬・処理の状況の情報提供
- ・ 避難所設置状況、仮設トイレの設置状況及び避難所ごみの発生状況

（2）支援要請

- ・ 仮設トイレのし尿の収集運搬について、岐阜県環境整備事業協同組合との無償団体救援協定書に基づく同組合への支援の要請を行う。
なお、仮設トイレのし尿は、設置直後から収集運搬すべき事態となることが想定されるため、被災市町村からの要請がない段階においても、岐阜県環境整備事業協同組合に支援を要請することを検討する。
- ・ 避難所ごみの収集運搬について、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に対し「無償団体救援協定書」に基づく支援の要請を行う。
- ・ 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会との「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく同協会への災害廃棄物の撤去、処分等への支援の要請を行う。

2-5 一般廃棄物処理施設等

1 一般廃棄物処理施設等の安全性の確認・補修

- ・ 廃棄物対策班は、支部環境課を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況及び復旧の見通し等について情報を把握する。

2 し尿処理

- ・ 県は、仮設トイレのし尿の収集運搬について、被災市町村の要請により、岐阜県環境整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」に基づいて同組合に支援を要請する。

- ・ 県は、し尿の処理に関し、被災市町村の要請に基づき、処理先、処理量等について、災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センターでの処理の調整を行う。
- ・ 仮設トイレのし尿の処理については、設置直後から収集運搬、処分が必要となることが想定されるため、県は、被災市町村からの要請がない段階においても処理量等の把握に努め、広域的な処理を構築する。

3 避難所ごみ

- ・ 県は、避難所ごみの収集運搬について、被災市町村から支援要請があったときは、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との協定により、両組合に対して、支援協力を要請する。

4 仮置場

- ・ 県は、災害廃棄物を集積するために市町村が設置する仮置場の衛生管理に関し必要な助言を行う。
- ・ 県は、被災市町村からの要請に基づき、国有地又は県有地の使用について、国及び県機関との必要な調整を行う。

5 産業廃棄物処理施設の活用

- ・ 県は、がれき類の発生量が県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても3年以内に処理できない場合は、産業廃棄物処理施設の活用について検討し、必要がある場合には、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会へ支援の要請を行う。

2-6 被災市町村への人材派遣

- ・ 県市町村間協定書に基づき、廃棄物処理に関して市町村から職員派遣の要請があった場合には、県職員を派遣する。
- ・ 職員派遣により廃棄物対策班の構成人数が不足することのないよう、岐阜県業務継続計画に基づき、部内他所属へ応援要請する。
- ・ 災害により有害廃棄物や処理困難な廃棄物が生ずる可能性があるが、市町村からその処理方法について助言の要請があった場合には、県は、国、有識者及び民間事業者団体等で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.waste-Net）等を活用し支援を行う。

第3章 災害廃棄物の広域処理等（復旧・復興期）

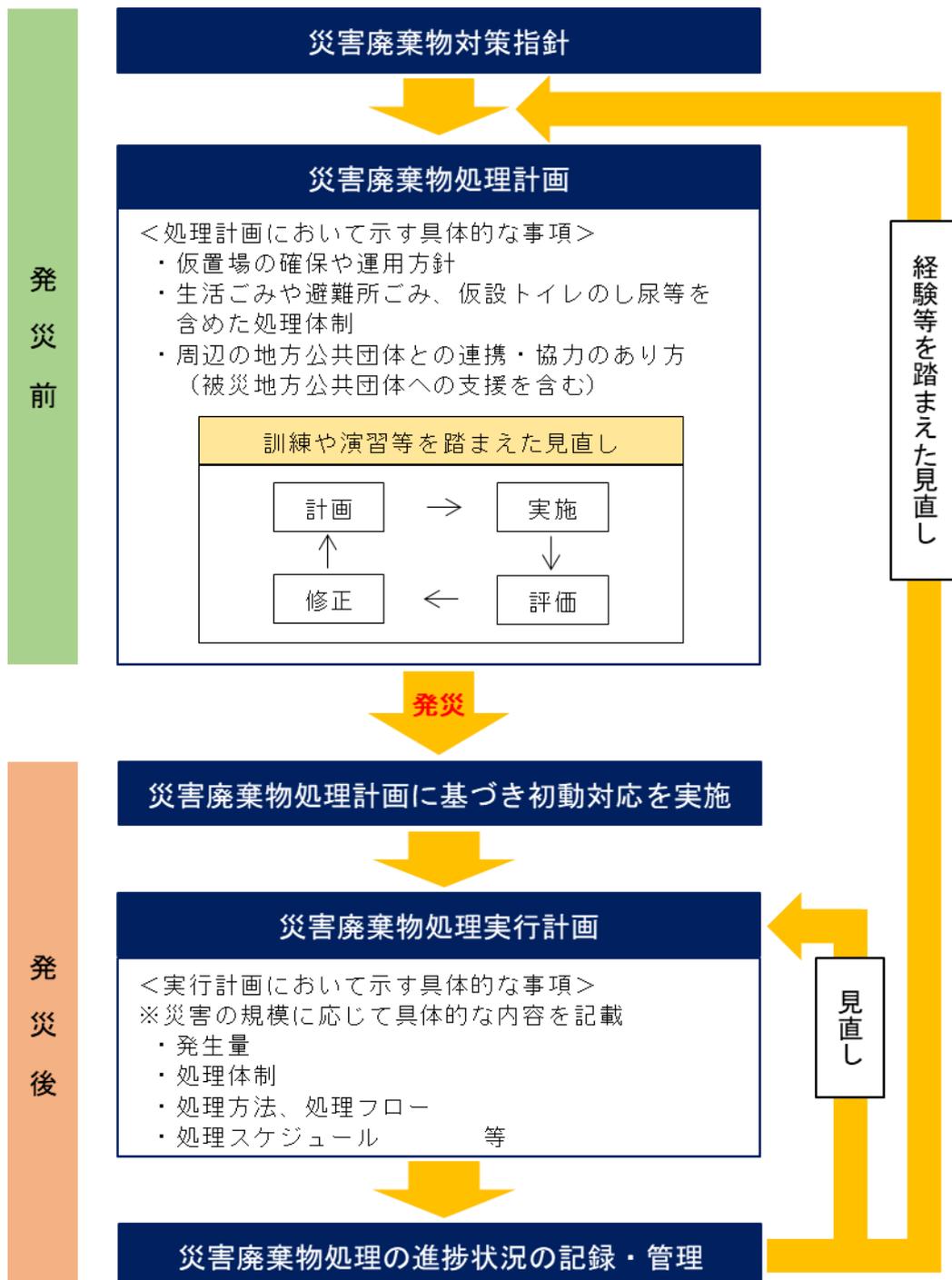
- ・ 被災市町村において、がれき類を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合及びし尿、生活ごみ、避難所ごみが処理できない場合には、被災市町村の要請に基づいて、県市町村間協定書による広域応援体制を構築する。
- ・ がれき類の広域応援体制は、災害廃棄物の処理が発災から3年以上に及ばないようにする。
- ・ なお、がれき類発生量が、被災市町村で3年以内に処理できる見込みであっても、被災市町村の要請に基づいて、県事務所、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討する。
- ・ また、がれき類は一般廃棄物処理施設での処理、仮置場における仮設破碎・選別機による処理又は産業廃棄物処理施設を活用した処理などにより可能な限り再資源化に努める。
- ・ し尿の処理については、仮設トイレ設置直後から収集運搬、処分に支障が生じるおそれが高いことから、発災後直ちに広域応援体制を構築する。
- ・ 被災市町村において生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、被災市町村の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、災害による被害が比較的軽微な市町村の焼却施設で処理することを調整し、広域応援体制を構築する。

3-1 災害廃棄物処理実行計画

1 災害廃棄物処理実行計画の作成

- ・ 県は、災害廃棄物処理指針及び国庫補助事業の特例について情報収集を行い、被災市町村に情報提供を行う。
- ・ 被災市町村は、災害廃棄物処理指針及び市町村災害廃棄物処理計画を基本として、地域の実情に配慮した処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成する。
- ・ 県は、被災市町村の災害廃棄物処理実行計画作成を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行う。
- ・ 県が被災市町村からの地方自治法に基づく事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、廃棄物対策班は、当該災害廃棄物処理のため、処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成する。

【図6】 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け



2 発生量・処理可能量・処理見込み量

- 県及び被災市町村は、発災後における災害廃棄物処理実行計画の作成、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえて、「1-6 災害廃棄物処理の推計」の手法を参考に、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行うものとし、推計結果は定期的に相互に照らし合わせをするとともに、被害の判明状況及び災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて見直していく。

3 処理スケジュール

- ・ 県は、被災市町村が処理可能量等を踏まえて作成した処理スケジュールをもとに、県内の広域処理等スケジュールを取りまとめる。
- ・ 県が被災市町村からの地方自治法に基づく事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、県は、当該災害廃棄物処理のスケジュールを作成する。
- ・ スケジュールの作成に当たっては、次の緊急性の高いものを優先し、関係部局と調整して作成する。なお、木くずについては時間が経過すると腐敗して再資源化が困難となること等に留意して、廃棄物の種類に留意してスケジュールを作成する必要がある。
 - ① 道路の啓開に伴うがれき類の撤去
 - ② 仮設トイレのし尿処理
 - ③ 有害廃棄物・危険物の回収
 - ④ 倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去
 - ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

4 広域処理等フロー

- ・ 県は、がれき類の再資源化、最終処分状況を把握するために、第1章の処理フローをもとに、被災市町村の災害廃棄物処理実行計画に基づいて、広域的な処理フローを作成するものとする。広域処理等フローは、がれき類の処理状況に応じて適宜見直す。

5 災害廃棄物処理の進捗管理

- ・ 県は、発生量と仮置場における処理量を情報収集することにより、災害廃棄物処理の進捗管理を行う。
- ・ 災害廃棄物の発生量については、発災直後、被害棟数から概ねの災害廃棄物発生量を推計した後、仮置場に集積した廃棄物の容量、表面組成から実際の発生量を推計するなど、随時見直しを行う。
- ・ 積雪等の影響により、仮置場の運営等に支障が生じることが想定される地域においては、進捗管理を行う上で考慮する。

○発災直後の災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物発生量（t）＝災害廃棄物発生原単位（t/棟）×被害棟数

被害区分	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	火災焼失	
					木造	非木造
災害廃棄物発生原単位	117	23	4.60	0.62	78	98

6 再資源化した製品の利用促進

- ・ 再資源化した製品が復旧資材等として利用されるよう、県は、国、地方公共団体に対し再資源化した製品の情報提供、広報活動を行う。

3-2 がれき類の広域処理等

1 方針

- ・ 被災市町村において、災害廃棄物を発災から3年以内に処理できないおそれがある場合には、広域応援体制を構築する。
- ・ 県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても3年間に処理できないがれき類が発生したときは、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設処理施設での処理を検討する。
- ・ なお、がれき類発生量が、被災市町村で3年以内に処理できる見込みであっても、被災市町村の要請に基づいて、県事務所、市町村及び一部事務組合において処理期間の短縮に向けた対策を検討する。
- ・ がれき類の再資源化のため、県は、県内の廃棄物処理施設について市町村へ情報提供する。

2 調整方法

- ① 県は、被災市町村を所管する支部環境課を通じて被災市町村にがれき類の焼却処理及び最終処分に係る広域処理希望量を確認する。
- ② 県は、各施設の可燃物及び不燃物の受入れ可能量を算定して、各施設管理者にがれき類の受入を要請する。
- ③ 各施設管理者は年間受入可能量を県に連絡する。
- ④ 県は、被災市町村ごとに年間受入可能量の割振りをし、被災市町村に受入施設及び年間受入量について、被災市町村を所管する支部環境課を通じて通知する。
- ⑤ 被災市町村は、県市町村間協定書により応援市町村に対して、がれき類の処理の応援の要求をする。

3-3 し尿の広域処理

1 方針

- ・ し尿の収集運搬能力又はし尿処理施設の充足率が100%を下回る事態が生じるおそれのある規模の災害が発生した場合には、県は、被災市町村の要請に基づいて、被災市町村のし尿処理施設で受入れ処理できないし尿を災害被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センター（以下この項において「支援施設」という。）で受け入れることを調整する。

2 調整方法

- ① 県は、被災市町村を所管する支部環境課を通じて被災市町村にし尿の収集運搬及び処分に係る広域処理希望量を確認する。

- ② 県は、支援施設に被災市町村のし尿処理施設で処理できないし尿の受入を要請する。
- ③ 支援施設は、受入可能量、受入方法を県に連絡する。
- ④ 県は、被災市町村ごとに受入可能量の割振りをし、被災市町村に受入施設、受入量及び受入方法について、被災市町村を所管する支部環境課を通じて通知する。
- ⑤ 被災市町村は県市町村間協定書により知事又は応援市町村に対してし尿処理の応援の要求をする。

※下水道施設でし尿処理をする場合の留意事項

- ・ 下水道の管理者は、処理能力を超える搬入がされないよう処理状況を把握し、処理能力を超えるおそれがあるときは、管理者は搬入中止等の判断を行い、被災市町村に搬入中止等を通知する。
- ・ 下水道の管理者は、下水道終末処理場には、し尿処理施設のようにし尿を直接投入する設備が整備されておらずマンホールから投入する必要があることから、作業上の注意点等を整理し作業員に周知徹底する必要がある。
- ・ 下水道の管理者は、下水道終末処理場には専用の受入槽がないため一度に大量の受け入れができないことから搬入時間の調整を行い、被災市町村に通知する。

3-4 生活ごみ及び避難所ごみの広域処理

1 方針

- ・ 被災市町村において生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、被災市町村の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、災害による被害が比較的軽微な市町村の焼却施設で処理することを調整する。

2 調整方法

- ① 県は、被災市町村を所管する支部環境課を通じて被災市町村に生活ごみ及び避難所ごみの処理に係る広域処理希望量を確認する。
- ② 県は、被害が比較的軽微な焼却施設について、受入可能量を算定して、各施設管理者に生活ごみ及び避難所ごみの受入を要請する。
- ③ 各施設管理者は受入可能量を県に連絡する。
- ④ 県は、被災市町村ごとに受入可能量の割振りをし、被災市町村に受入施設及び受入量を、被災市町村を所管する支部環境課を通じて通知する。
- ⑤ 被災市町村は、県市町村間協定書により応援市町村に対して、生活ごみ及び避難所ごみ処理の応援の要求をする。

3-5 県を越えた災害廃棄物の処理の広域調整

- 県内の広域処理体制によっても発災後3年以内に災害廃棄物を処理することが見込まれない場合は、県内の産業廃棄物処理施設の活用、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設焼却施設での処理のほか、県を越えた広域調整による処理が必要となる。
- 県は、近接する県の一般廃棄物処理施設の稼働状況について把握し、近接する県に対し災害廃棄物の受入を調整する。
- 県域を越えた連携が必要となった場合は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき対応する。

第4章 代行処理

4-1 県による代行処理の方針

- ・ 被災市町村の職員又は庁舎の甚大な被害により行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、県が災害廃棄物の処理を代行するものとする。

4-2 県への災害廃棄物処理の事務の委託方法

- ・ 市町村は、災害により行政機能が喪失して災害廃棄物を処理することができない場合は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、協議により規約を定め、県に災害廃棄物の処理を事務委託する。

4-3 国による代行処理

- ・ 平成27年に災害対策基本法が改正され、災害対策基本法により指定された災害で生じた廃棄物の処理の代行を国が行うことができることとなった。
- ・ 国による処理の代行は、被災市町村からの要請により、下記の事項を勘案し適用の要否が判断される。
 - ①市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - ②指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - ③指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性